

平成23年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月14日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
5番 関 口 雅 敬 君	8
1番 岩 田 務 君	19
4番 野 口 健 二 君	22
2番 村 田 徹 也 君	22
8番 野 原 武 夫 君	32
6番 大 島 瑠美子 君	36
3番 板 谷 定 美 君	41
9番 新 井 利 朗 君	45
○町長提出議案の報告及び一括上程	53
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	53
・議案第18号 専決処分承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を 改正する条例)	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第19号 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇 に関する条例の特例に関する条例	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第21号 指定管理者の指定について	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第22号 工事請負契約の締結について	
○議案第23号の説明、採決	65
・議案第23号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	

○議案第24号の説明、採決	66
・議案第24号 長瀬町監査委員の選任について	
○長瀬町農業委員会委員の推薦について	66
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	67
○閉会について	68
○町長あいさつ	68
○閉 会	68

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第44号

平成23年第3回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月9日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成23年6月14日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成23年第3回長瀬町議会定例会 第1日

平成23年6月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

1番 岩 田 務 君

4番 野 口 健 二 君

2番 村 田 徹 也 君

8番 野 原 武 夫 君

6番 大 島 瑠美子 君

3番 板 谷 定 美 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、採決

1、議案第24号の説明、採決

1、長瀬町農業委員会委員の推薦について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	新	井	祐	一	君	会計 査理者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島	勉	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君	
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（大澤タキ江君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第3回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大澤タキ江君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤タキ江君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（大澤タキ江君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年度2月分から4月分と平成23年度4月分に関する現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月24日に、秩父市役所で「秩父地域議長会役員会」が開催され、議長齊藤實君、副議長関口雅敬君が出席いたしました。

3月24日に、秩父市役所で「第8回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、議長齊藤實君が出席いたしました。

4月5日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、議長齊藤實君が出席いたしました。

5月23日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会理事会」が開催され、出席いたしました。

5月25日に、秩父市吉田支所で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

5月31日に、秩父地方庁舎で「秩父地域基幹道路建設促進議員連盟」及び「水と森林を守る秩父地域議員連盟」の役員会が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

6月1日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会臨時総会」が開催され、出席いたしました。

6月3日に、皆野町役場で「秩父町村議員クラブ役員会」が開催され、副議長新井利朗君、岩田務君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成23年第3回長瀨町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

緑の鮮やかな季節もあっという間に過ぎ、気象庁では「関東甲信地方は、5月27日に梅雨入りしたと見られる」との発表がございました。しばらくははっきりしない天候が続くのではないかと思います。

3月11日に発生した東日本大震災で被災された方々の多くは、3カ月を過ぎましても避難所生活を強いられておりますことにお見舞いを申し上げます。しかし、これが復興対策につきましても、国会のどたばた劇は目を覆うばかりでありまして、一日も早く挙国一致でこの国難を乗り越えてほしいと願っているところでございます。

なお、今後のエネルギー政策としては、原発にかえて、太陽光や風力などによる発電の比率を早急に高め、地球に無限に存在する自然エネルギーを積極的に開発・利用することを推進すべきものと考えております。

次に、3月定例会以降における主な事項について報告を申し上げます。

最初に、地域整備観光課関係について報告いたします。

平成23年5月13日金曜日に発行されました『ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン フランス語版改訂第2版』に長瀨町が埼玉県内で初めて掲載されました。この『ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン』は、タイヤメーカーであるミシュラン社が1926年からフランスで発行し、文化を味わう旅に必要な情報を包括的に紹介した、世界じゅうの旅行者に愛され、信頼され続けているガイドブックであります。

近年では、高尾山がミシュランに掲載され、観光客をふやしたことで有名ですが、これに続くハイキングなどに適した観光地として、町はもとより、秩父地域、埼玉県の貴重な資源と位置づけ、首都圏からの観光客誘致につなげていきたいと考えているところでございます。今後は埼玉県や長瀨町観光協会などの関係機関と協力をいたし、積極的に観光宣伝活動を展開することにより、夏の観光シーズンに向けての誘客に期待しているところであります。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

初めに、中学校、第二小学校の体育祭、運動会に際しましては、お忙しい中、子供たちの元気な様子を

ごらんいただき、ありがとうございました。

さて、学校施設改修関係でございますが、大きな工事といたしましては、本年度が最終年度となりました。学校施設改修のうち、今議会へ「工事契約の締結について」を提案させていただきましたが、「第二小学校校舎の耐震化及び大規模改修工事」を実施するためのものであります。よろしくご議決賜りますようお願い申し上げます。

また、耐震化工事関係につきまして、昨年度は担当窓口は、地域整備観光課建設担当でありましたが、今年度は教育委員会が担当窓口となります。あわせてよろしくお願いたします。

関連して、第一小学校屋内運動場の耐震化及び大規模改修工事につきまして、入札により業者が決定したところであります。

3校の空調設備でございますが、第一小学校、中学校につきましては、入札により業者も決定いたし、現在実施中でございます。

第二小学校につきましては、校舎工事とあわせて実施する予定であります。ことしの夏も暑いとの長期予報が出ておりますので、できるだけ夏からの利用ができるよう進めているところでございます。

次に、学校給食関係での報告でございます。昨年も実施し、大変好評だった旧新井家住宅隣接の竹林のタケノコ掘りでございますが、5月5日に中学生にタケノコ掘りを体験してもらい、6日の給食にタケノコ御飯を出し、ことしも大好評だったと報告を受けました。季節を象徴する一つの行事になったようであります。

さて、国体関係についてのご報告でございますが、来る平成25年は、東京都が開催地となります。その中でライフル射撃競技につきまして、東京都には国体施設基準を満たした施設がないため、当町にある埼玉県長瀬総合射撃場での開催をしたいとお話がありました。開催時期は、平成25年10月4日から7日までの4日間とし、埼玉県の承諾をとり、当町には会場地であるということ、また平成16年度埼玉国体の実績があることなどによりまして、開催に当たっての協力依頼があったところであります。

今後大会開催に向け、当町内に事務所の設置も考えているようですので、町民ボランティアの協力を初め開催PR等町としてできる協力をしていきたいと考えておりますので、ご承知おきとともに、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、埼玉県自動車税についてであります。5月2日から5月31日まで、埼玉県より委託を受け、出納室窓口で納付受け付けいたしました。約6,200万円の納付をいただきました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

最後に、日曜、金曜夜間の窓口開庁の平成22年度の状況でございますが、昨年度は34日間行い、約320件の来庁者があり、462万円以上の納税をいただきました。大変ありがとうございました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会で審議いただきます案件は、専決処分承認案1件、新規条例案1件、条例改正案1件、指定管理者の指定案1件、契約の議決案1件、人事案件2件の合わせて7議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承お願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 野口健二君

5番 関口雅敬君

6番 大島瑠美子君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの2日間とすることに決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

3月11日に三陸沖を震源とするマグニチュード9の極めて強い地震が起き、宮城県北部で震度7の激震

が観測され、当町においても震度4が観測されました。このようにいつ起こるかわからない災害に対する準備として、平成20年3月改訂された長瀨町地域防災計画書に基づく災害対策はどの程度進んでいるのか。また、見直しの必要性についてもお伺いをいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員のご質問についてお答えをいたします。

災害に対する準備として、現在防災計画の風水害の発生基準に規定されている土砂災害の避難勧告等の判断伝達マニュアル等の作成に取りかかったところでございます。また、防災計画の自主防災組織が実施する訓練に関しましては、おおむね自主防災組織の長であります行政区長を対象に7月上旬の予定の埼玉県によります出前講座や自主防災組織のリーダー研修へ参加し、そのノウハウを知っていただきまして、準備が整ったところから防災訓練の実施を4月の区長会でお願いしてあるところでございます。

まず、安全な場所に全員の方が避難してもらうことが先決と考えまして、避難訓練だけでもやっていたらと考えているところであります。防災計画の食料の供給体制の整備や防災用資機材の備蓄の状況でございますが、このことにつきましては、担当課長より答弁をしていただきたいと思います。災害時要援護者支援プランにつきましては、策定し、その台帳も整備ができたところであります。このように少しずつではございますが、進められるものにつきましては、進行しているところであります。

地域防災計画の見直しについての必要性であります。埼玉県では今年度地域防災計画の見直しを行う予定でございます。そのため県計画の見直し後は、町計画も見直さなければならなくなるというふうと考えております。このような災害が発生していることから、計画の変更は行う時期に来ていると認識をしておりますが、見直す場合は、長瀨町防災会議に諮り、埼玉県と協議を行いまして作成することとなります。県の見直しを待ってから作成したほうが、その意味から効率的と考えているところであります。そのため全体計画の見直しは少し先になってしまうと思いますが、先行して自主防災組織にお願いしている避難訓練等を行っていただくためにも、避難訓練関係の計画等の策定を急ぎたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、防災計画の食料の供給体制の整備や防災用資機材の備蓄品等につきましてお答え申し上げます。

平成22年度、昨年度でございますが、飲料水をペットボトルで500ミリリットル、960本、2リットルを282本、発電機1台を購入いたしまして、現在飲料水1,243本、レトルト400食、パン192食、乾パンでございますが、336食、毛布250枚、ブルーシート50枚、浄水器、発電機それぞれ1台を整備しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、いろいろお話をさせていただきましたが、私もこの災害についての質問は、もう数多くやっていて、同じような答えがいつでも返ってきて、足踏み状態と私は考えます。そこで、私はちょっと地域防災計画、町長は県がやってから見直したほうが良いというお話ありましたけれども、県よりも、やっぱり県レベルやこの長瀨町とは温度差がありますので、なるべく早く長瀨町の地域防災計画を絵にかいた防災計画ではなく、しっかりと実行できて、この町に合うやり方を考えてもらったほうが良いと。

その中で、ではちょっと具体的にお聞きします。答えはもしだったら総務課長でも結構です。

想定外という言葉が流行語のようにこの災害が起こってから新聞やテレビ、ラジオでも想定外、想定外という言葉が躍っております。そこで、今、総務課長も電源機、発電機1台とかいうお話ですけれども、この長瀬町でも、この地震が起きて原発発電所の事故が起こって、発電機も足りていないというのがはっきりわかっているわけですね。もしわかっていなかったら、しっかり勉強してもらわなくてはなので、今言うように1個だの、1台だのでは全然足りていないのです。想定外なのでしょうけれども、聞いていきますよ。今、いろんな行政機関が地震を見直して、何が一番大事だろうという話で、最初の初動対応、連絡事項が行き届かなかった。それが大きな災害につながったと。ある小学校では、ある議員の方が200万幾らで山へかかる橋を校舎からつくっておいたから、それで逃げて山へ登れる道をつくっておいて学校が助かった、あるいは幼稚園、小学校の子供たちに連絡が遅くて、逃げる通路が違っていただけでみ込まれた、いろんなケースがあったようです。

そこで、我が町のこの防災無線も何を言っているか聞き取れない状況というのが結構多いのです。これは風向きが変わったからとか、いろいろあるのです。そこで、防災無線で何か大事なことを言ったのかなと思って、私も役場に今何を大事なことを言ったのか連絡をしたところ、やっぱりテープが流れる。以前総務課長には私知っていますけれども、緊急連絡網、これはもうお考えになったのでしょうか。まずこれが1つですね。緊急の携帯電話は持っていて、ロッカーにしまってあったのでは意味がないのです。そのいろんな初動対応の緊急連絡番号、私は一町民と言ってはいけないのですけれども、知りません、その番号を。区長も知りません。

もう次にいきますよ。次に、今避難訓練を区長会で頼んでやると言っているけれども、我が井戸地区では避難訓練の「ヒ」の字もまだまだ出ていません。私は地域の防災OB隊長とこの間お話をしたところ、避難訓練の「ヒ」の字もないという状況です。例えば避難場所についても、今この23年度が学校の大規模改修最終年だと町長が先ほど言っていましたけれども、学校に避難は最終的にはしていくわけですよ。各公民館、公会堂では例えば井戸あたりはもう全部公民館が急傾斜地の真っ赤っかのレッドゾーンの中に入っている。あるいは私もこの選挙を町内いろんなところでいろんな方とお話をする中で、「えっ、うちのほうは何だい、あの公民館が避難所になっているんかい」という町民がかなり多くいました。私はちょうど学校の耐震化が大規模改修が最終年だということで、特に総務課長から教育委員会にでも最終的には避難所にもつながることなので、学校に使いやすいように、学校の教育が第一なのだけれども、ところどころはそういう町民が最終的に避難してくるよう、あるいは子供たちが使えるように改修を一緒になって考えてほしいと思うと。例えば1つですよ、トイレについてもです。私は学校のトイレをこの選挙当選後回らせてもらいました。そうしたら全部和式なのです。けがをした子供がトイレを使うのには、相当苦労するというお話を聞いても、副町長とそのトイレ談義をしました。だから、総務課長、そういうところにもちょっと細かいところへ目を届かせてください。和式のトイレしかないのですよ。だから、洋式のトイレを設置をして、例えば避難所にも学校がなっていくのだということを考えてください。備蓄品は3日間食料あればいいから、乾パンその程度でも仕方がないと思います。できるだけあればいいのだけれども、そういう施設というのは、もう事前に用意しておかなかったらいけないので、学校は教育委員会が学校の子供たちのというのではなくて、同じ役場の中の土俵に上っていろいろ話をしてみてくださいよ。学校に迷惑のかからないようなやり方で町民の方が最終避難を受け入れてもらえるような施設つくってください。中央公民館に手を挙げて、ここに避難する方は受け付けますよという中で、あれでは来ないです

よね、だれも。施設はあるけれども、冷暖房完備はあるけれども、ふる場がないとか、ボイラーが壊れていますとかというのではだめなのだから、もうふだんから自分たちが行くのだという想定でやってほしい。それが避難場所についてお願い。

それから、例えば地域防災計画書の中に、私が何でうちの会社の名前が載っているのだろうというので読んだら、運送部門で載っているのです。ここに同僚議員で野口さんも私と同業なので、その名前が、会社名が載っています。ただ、あそこへ羅列して、運送業者を載せているのが地域防災計画書ではだめなのですよ、言っていないくは。いざというとき、この運送会社は車を出してくださいねというお話一つもないですよ、総務課長。地域防災計画書はあんなに分厚いのをただ書いて分厚くして渡しておけば、これでやった、やったというのではだめなのです。

次に、今度は応援団体の訓練が全然できていない。平時から社協と一体化になって訓練をするようなことは書いてあるけれども、社協に聞いたら、社協困っていました。ですから、地域防災計画書に平時からこれをやるのだということが書いてあっても、全然できていないのですよ。だから、見直しづらい。今までつくった防災計画書でいいのだから、あれに基づいてやれば長瀨町は相当力強い防災ができますよ。

それから、その中で、公共的団体にすごくおんぶをするように書いてあります。以前私はここで私は割りばしを胸のポケットへ入れて口をあけて待っていれば、こういう公共的団体の方が食料を配ぜんするということが書いてあるから、割りばしを胸のポケットへだけ入れて口をあけて待っていれば食料が入ってくるのだという解釈をあつた防災計画書を見ればそうなります。ある町の職員の方が、「関口議員は議員なんだから、そうじゃだめですよ」と言っただけで、全然その話ができていないから、何を応援したらいいかもわからないのが私たちです。ですから、公共的団体というのが日赤奉仕団、商工会、医師会とかいろいろ書いてあつたけれども、そういう団体をしっかり見てやってくださいよ。例えば婦人会がいつの間にか役員が少なくなつてしまったからやめましたと言つても、町民の方はまだ婦人会がなくなつたというの知らないでいる方もいるのですから、公共的団体にそれだけおんぶするのなら、しっかりと応援なり、監督なりして、ふだんから訓練ができていなければ、食料の配ぜんなんて絶対無理だと思います。

それから、庁舎内の行動、この間の3月の11日、この私もこの議場でここにいる方は新人の4人の方以外は経験して、すごく怖い思いをして、エレベーターとまつてしまつていまして、もう。何かマニュアルに沿つてやるのかなと思つたら、執行部の方はもうここに全員そのままだつたですよ。下にいる職員の方にどういふ連絡で、どう動いたか、逐次いろんなところの場所の経過がニュースで入つていました。それは多分マニュアルができていて、一生懸命職員の方は動いたのだと思うのです。だけれども、地震が揺れて、みんな右往左往する地震の中でも議会を運営している、会議を続行している。本当に震度4程度では長瀨町は例えば総務課長、そこに席にいたようだけれども、それで大丈夫なのですか。ちょっと数多くの質問になりましたけれども、きょう私は2つの質問だけやってありますので、時間じっくりありますから、具体的にしっかり答弁お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

幾つかあつたかと思いますが、まず最初の緊急連絡網でございます。こちらにつきましては、以前からお話をいただいているところでございますが、その都度私のほうからもお答えさせていただいております。具体的には、最終的にはこの間の計画停電のとき等の対応でございますが、こちらにつきましては、以前にもお話ししたように、66—3111をかけますと、携帯電話に転送されまして、それをもってその計画

停電中は職員が対応したところがございます。予期できる、例えばきょうの夜から台風が来そうだとおっしゃるときでございますが、そのときにはそういう執行部が具体的には総務課とか、地域整備観光課の職員が残って、その様子をしばらく見るために職員が残っております。その後、大丈夫かなということで、解散になった後もそういうその携帯電話を何らかのときのために職員が持って家に帰ります。この例といたしまして、140号の樋口のところの切り通しのところが崩れまして、そのときにいろいろあそこが片側通行どめでしたか、そういうケースのときにも持って帰っておりますし、先ほどの計画停電等にも持って帰っております。予期できるときにはそうでございますし、また予期できないときには、消防のほうから総務課のほうに入る形もありますし、警察のほうから連絡が入るといった事例もございます。当面その辺の対応でしたいと考えております。

それから、2番目の学校のトイレとか、学校の改修が今ありますけれども、その辺のトイレ、和式だけではなくて、洋式とか、そういう細かいところまで教育委員会と相談しながら進めてもらいたいということでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、その辺はできる範囲で教育委員会のほうと相談させていただきまして、お願いしたいと考えております。

それから、井戸地区については、区長さんのほうから自主防災組織を単位とした避難訓練を先ほど町長の答弁にもありましたように、4月の区長会でお願ひしたところでございます。その話が井戸地区にはいっていないということでございますが、区長さんにはその旨お話ししてございますし、また自主防災組織の井戸と風布が合体した自主防災組織ができていますようでございますので、そちらの代表の方にもその旨お話ししてございます。具体的には7月の第2回の区長会議のときに、先ほど町長の答弁にもありましたように、まず皆さんにそのノウハウを知っていただき、県の出前講座を予定しております。そちらにも参加していただければということでご案内は申し上げますし、またその後の10月だったと思いますが、県の防災のリーダー研修というのがございます。こちらについては、その区長さんにはお話ししてございますが、その旨も井戸、風布地区の自主防災組織の代表の方にはご案内は申し上げているところでございます。

平時何をやっていいのか、何を応援していいのかわからないというお話もありましたが、確かにこの膨大なその計画が順調に進んでいるということは、少しおこなっているという認識は私も持ってございます。先ほど町長の答弁にもありましたように、とりあえず避難していただくことが先決ということをお考えまして、そちらのほうは進めていきたいと考えておりますが、そのほかのものについてはおこなっているという状態でございます。まず、その辺をクリアしてから、その次のステップとしてやればなどと考えております。以前町長の答弁の中に、この議会が終了して、すぐそういう団体を集めて会議を催したいという答弁を差上げたかと思っておりますけれども、そのときは私もそういうふうには思っておりました。ただ、ここに来て、その防災訓練について、例えば消防がどういう形でそこに入っていくのか、それから警察とか、社協とかがどういう形でその応援していくかというのがまだ目に見えていないといえますか、この計画上、具体的な計画をつくるというような形のこの防災計画となつてございます。その全体的な計画ができていなくても、その下の細かい計画のほうはまだできていない状態でございますので、その辺すぐ集まっても、何かうまく説明できなかつたり、うまく解決ができないのではないかとということで、先ほどの繰り返しになりますが、まず避難の計画等を充実して、その後こういう形を進められればなどと考えております。

そのくらいだったのでしょうか。私も走り書きでお答えしていないところがあるかもしれませんが。

○5番（関口雅敬君） それではだめではないか。

○総務課長（大澤彰一君） あと、そうですね、この庁舎の3月11日のこの場所でのことで、震度4でこの庁舎は大丈夫なのかということですが、実際当町におきましては、これといった被害が全体的にもありませんですし、こちらの庁舎についても被害ということはございませんでした。一部庁舎の前にある身障者の駐車場の周辺に少しその亀裂といいますか、そういうのがあったことはございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） ちょっとあきれ返って、この最後の質問いく気がなくなってしまうような総務課長の答弁で、一生懸命私災害のことを町民の方が安全にどういうふうにしたら広報ができたり、いろいろ話ができるのかなと思って考えているのだけれども、今のこの答弁聞いていて、いろんな新人の方もいますけれども、これではあきれしてしまうのではないですか。

さっき建物、この3月11日に震度4が起こって、この建物がどうたらこうたらなんて私聞いていませんよ。自分で見ればわかるのだから、どこが壊れたとか何とかと。そうではなくて、あの震度4の地震が起きて、震度4って、総務課長はそんな大した地震ではないと思っているのでしょうか。私は怖かったですよ。だから、何とか自分の身だけでも逃げべえと思ったけれども、ほかの人もいるからあれだけでも、その震度4の地震が起こったときに、役場はマニュアルも何もつくっていないのですか、震度4ぐらいでは。それを聞いたのです。

あと1つ落ちているのが、防災計画書の中に輸送業者という項目の中に、私の会社の有限会社関口、同僚議員の野口運輸、長瀬運輸、そういう運送屋の名前がただ羅列してあるけれども、そういう計画書ではだめなのではないのですかということをおっしゃったのです。最後に、もう一回それ答えてくださいね。絵かいているだけでは、あの防災計画書要らないのだから。できれば、この新しい4人の方にも古いやつでもいいですよ、20年度版で。渡してやってください。町はこういうふうを考えているのだから、あれ読めばもう本当にすごいと絶賛しますよ。あれができていれば、もう全然大丈夫だと、安心できると思うのだから。ただ、その中に不思議な点が入っているから質問しているのであって、総務課長、私は特に聞きたいのだけれども、一番最初の項目だけでいいですよ。緊急電話、想定される被害が起こりそうなきは転送電話にしてありますよ。そんな想定ができるときだったら頼らないですよ、あなたなんか。今回から私は水、水になって丸いものなら丸く、四角なら四角になってソフトトークでやろうと思うのだけれども、総務課長が火つけるのですよ。だんだんこれではこんなことをここでやったって、格好づけでやっているようなもので、パフォーマンスですよ。だから緊急電話というのは何のために持っているのが緊急電話なのか。想定される時に持っているのでは要らないですよ。消防や警察から連絡がいくのだったら、何で我々からそっちへ連絡はいけないのですか。おかしくありませんか。想定外ということがあるから、この地域防災計画書も、国でも県でもいろんな団体が直そうとしているのに、想定される日は転送電話にしてあります。大雨がばしゃばしゃ、ばしゃばしゃ来ていけば、自分たちもここは危ないなと思えば、みんな逃げますよ。だから、いつ起こるかわからないから、緊急電話って持っているのではないですか。そんな緊急電話だったら無駄ですよ、転送の電話。役場では1個持っているのですよね。町長が答えてやってください。総務課長もそれ固まってしまっているから、町長がちょっと答えてやって、例えば前にも私言ったけれども、土木事務所あたりなら役付の課長とか、そういう執行部の人が交代で一年じゅう持っている、今週は自分が当番だ。そういうので緊急電話は持っているのですよ。今は非通知だったら出なくていいですよ。多分総務課長が心配しているのは、どこかの酔っぱらいがここへ電話かけてきて、寝ているとき

に起こされては困ると思っているのかもしれないので、非通知だとか、今番号がちゃんと出るので、変な電話に対応しなくても大丈夫なようになっているので、町で持っているその携帯電話、カード式のやつだけれども、もったいないですよ、カードが。そんな想定されるときにだけ転送がされるように持っているなんていうのは。想定外が起こるのはそういうことなので、それ町長、緊急電話については町長、それしつかり町長が答えてやってください。この前もこの議会終了後、すぐ避難訓練やるように取り組むという姿勢を町長、しつかり見せてくれたのだから、私今でもそれ信じていますよ。やってくれる。今、だから進んでいるから私は言いません。言いませんよ。だから、しつかりやっていくという態度が見えればいいのだけれども、今の総務課長の答弁は前と同じではないですか。緊急が起これば以前は地域整備観光課が大雨が降ればだれか当番で宿直で泊まって、町内見回っている。そうではなくて、何があるかわからないから、想定外という言葉があるのでしょう。全部わかっているのなら想定外なんていうこの言葉はないわけですよ。町長、そうでしょう。おれが考えてそう思うのですよ。何があるかわからないから、緊急電話持っていたほうがいと私は言っているのだ。だから、町民の中で例えば町長が思っている災害ではないことを町民が災害だと思うこともあるし、以前言った風布の湧水だって災害対策本部を持っていなければ、各水道企業団が寄居でも応援に来られないのだから、その湧水対策本部、災害本部が指令を出せば、寄居からでも水が応援にすぐ来る。ここは皆野長瀬水道企業団があるから来る。秩父からももらえるのだから、そういう想定外のときの災害、もしだったらこの緊急電話がそういうふうに予測されるのだったら、いつ地震が来るか総務課長はわかるのだから、教えてもらえばいいのですよ、先に。きょうは何時から大地震が起こるからと言えみんな逃げますよ。だから、そこをもう一回総まとめのこれは最後の質問なのだから、しつかり答えてやってください。私もこの議会報告でこれを発表すれば、みんなが安心できる、そういう議会報告をつくりたいので、町長、ではそれまとめてください。総務課長、また補足頼みますよ。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 非常に厳しいご発言がありました。町を思う気持ちがよくわかったような気がいたします。そういう中で、転送電話のことにつきましては、役場が平時やっているときには転送電話の必要はありません、ここに職員がいるわけですから。実は3月11日の大地震のときは、職員がすぐ手分けをして町じゅうを2回巡視をして、特別のことがなかった。今度の事件でこの辺で地震で災害が全くなかったというのは、多分長瀬町だけだと思います。だから、いいということではなくて、この地形を見れば、急傾斜地の問題等々いっぱいあります。この間も滝沢ダムに電話をして、所長からいろんな話を聞きました。そのときによもや震度9というような災害のときに、ダムの堰堤が壊れるようなことはないだろうか、あるのだろうかという話を聞きましたら、そのような状況でも多分ないと思いますという話です。その水が出てしまえば、これは荒川が急に水がふえますから、そういう面での対応については非常に難しいところが私はあると思います。

それから、長瀬町が比較的安全だったということは、岩盤がしつかりしているということだというふうと考えておりましたが、それでも安心をしてはいけないということで、職員を巡視させた。私が帰ったのは9時半でございましたが、そういう時間まで役場の中にみんな残って、それぞれの仕事を手分けをしてやって、そのときは職員はよくやった。しかし、帰ってきた職員がみんなよかった。何も特別のことがございませぬという、そういう報告をしていただくのが私にとっては一番ありがたいことで、町の安心が守れた。というのは私たちが守ったわけではなくて、そういう安心した地域に住んでいるという、そういう幸せ感といいますか、そういうものを味わったわけでありませぬ。しかし、いろんなことを考えますと、それ

でいいということではない。ですから、先ほど総務課長から概略のお話があったように、避難訓練だとか、それからその避難する場所を決めるとか、そういうようなこと、それは当然役場だとか学校だとかは主体となります。そういうところのないところは、これから地域で決めていただいて、そこに避難をするような訓練をやっていかなければいけないだろうというふうに思っています。地震よりも早くその避難ができるというようなことには当然今の科学が進んでいる時代でもできないわけですので、起きた直後にどう対応するか、初動対応をどうするかということに尽きると思うのですね。食べるものだとか、そういうものについては、ある程度のその備蓄がございます。しかし、この例えば食べるものだとか、水だとかにつきましても、未来永劫にそれを保存することはできません。ですから、途中で品物をかえていくと、新しいものにかえるということも当然やるわけでありまして。そういうようなことにつきましても、準備しておりますし、この役場もこの間の震災もかなり揺れましたけれども、全くそういう意味では、外のブロックが離れたぐらいだったですから、よかったなというふうに考えています。そういう意味では、消防も警察も一緒に動いてくれたという状況でございまして、その辺は一体的な対策がとれたのではないかと。しかし、これからこれ以上のことが起きたときにどうするかということについては、今これからもしっかり県の基本計画を見直すということがございますので、それに合った対策を考えていきたいということを考えているところであります。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

地震のときにつきましては、震度4で総務課防災担当職員等が役場に集まることになってございます。震度5弱で各課長以上の者という形で、まず震度4になりますと、ここに、この間はここにいましたけれども、例えば夜間、それから祝祭日についても集まることになっております。ですから、そこに電話をしていただければ、職員はいるという形にはなっておりますので、それから暴風雨のときにつきましても、警報が出たら集まる、また担当職員、私なりで相談して、役場のほうに集まるという基本的な方針も立ててございます。ですから、予期せぬという、予期できるものにそれが該当するのかなのですが、例えば地震がいつ来るか確かにわかりません。ですが、そのいつ来るかというのは、当然ちょっとわかりませんので、来たら先ほど言ったように、震度4以上で役場のほうに集まることになっておりますので、特に緊急の電話、そのときに夜間等で先ほども言ったように、可能な限りその緊急電話を活用させていただいていると思っておりますが、そちらのほうをこういうケース、いろんなケースが考えられると思えますけれども、地震であればそうですし、風水害であればそうでございますので、役場に電話していただければ連絡がつくとは思いますが。それ以下の震度3ぐらいですと、それでもご連絡していただきたいというときには、それがどういう危険性というのが出てくるかちょっとわかりませんが、消防とか、それから警察とかというその連絡方法もございます。それでもまだということであれば、土木事務所のほうの状況もちょっと確認はさせていただいておりますので、どうしてもということであれば、その辺の活用、それからそれにかかわるようなものというのもまた検討はしたいと思っております。

以上でございます。

○5番（関口雅敬君） 町有車両の話。

○総務課長（大澤彰一君） え、何でしたか。

○5番（関口雅敬君） 何ですかではなくて、聞いてないの。運送屋の名前が羅列してあって、地域防災計画書へ載っているのに、持っている私のほうには何の連絡もないのですよ。野口さんに「いった」と言っ

たら、「いえ、全然そういうのも載っているんかい」と言っているぐらいだから、だって何か言っておかなければだめでしょう。

○総務課長（大澤彰一君） それは、先ほどのご質問にお答えしたとおりでございます……

○5番（関口雅敬君） していないよ。

○総務課長（大澤彰一君） なかなか全体的な計画、この計画を全部一度に実行するということが今できていない状況でございます。そういう状況でございますので、まずその避難を優先してということで今考えているところでございます。なるべく早くにその辺も実行できるように、ほかのものも含めて実行できるように頑張りたいと思いますので、皆様のご協力もぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 幾ら言っても、もう議論がかみ合わないの、次の質問、どっちにしろ次の質問なのですけれども、放射線対策について町長にお伺いをいたします。

福島第一原子力発電所の事故により、放射線の影響が心配されますが、当町では町民の健康を守るためにどのような対策を考えているのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

その前に、今度の原子力発電所の事故につきましては、今の政権が非常に初動対応を誤ったというふうを考えています。それは私のこれはあくまでも想像ですが、自民党の政権時代に原子力発電所を急速につくらせた。その負の部分私たちが今政権をとっているために責任を負わせられることについての非常に不満があったのではないかと。それが初動対応のおくれにつながったのではないかとということを考えますと、政治のあり方、それから責任者のあり方につきましても、私たちもこれを「他山の石」として見逃すわけにはいかない、そういうことを痛切に感じました。そういう思いを持って、今2番目の関口議員のご質問にお答えをいたします。

放射線量の測定は、町独自では現在のところ測定はしておりません。ただ、上下水道組合で水を供給する一番の生活の基本となるものにつきましては、私のほうから測定をなさいと、これは継続してやれと、これが一番生活の基本になって、この中で放射線が検出されなければ、ある意味では安全な第一歩なのではないかという提案をいたしました。局長の坂上君にその話をして、1回でいいでしょうという話ですから、とんでもないわけだ。2週間に1回とか3週間に1回とか、それはそちらに任せるから、続けてやりなさいというお話をし、測定をしておりますが、今まで放射線の測定の結果はゼロであるという話を聞いております。ただ、し尿の残った残土につきましては、放射線が検出されたということがあります。これはどういう関係で出てきたのか私たちにはよくわかりませんが、目下それはセメントのほうでそのし尿の残りを凝縮したものをセメントの材料に使っておりますが、それを引き取らないということで、その残土の措置に苦慮しているところでございますが、このことにつきましては、具体的なものについてちゃんと説明するよという指示を出しているところであります。国は以前から各都道府県単位で測定をしております。埼玉県内では、さいたま市内で継続して測定をしているところでございます。埼玉県では県内を一定区間に区切りまして、各市町村最低1カ所の小学校を含めた約100カ所測定地点に定めまして、空間放射線量の測定を7月中に行うという発表があったところでございます。しかし、秩父地域には国が設置します環境放射線モニタリングポストがないということでございますので、身近な地域での測定を望む町

民の声がございまして、また秩父地域では観光客が大勢訪れるという場所でもございまして、6月3日付で県知事に対しまして、秩父地域での測定など郡市内の市と町の連名で要望したところでございまして、詳細につきましては、担当の課長より答弁をいたさせます。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） おはようございます。補足ということになるかわからないのですが、測定関係につきましても、環境関係ということで私のほうでお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど町長が申し上げましたとおり、特に現在は町独自では行っておりませんが、確かに県内のほかの市や町独自の調査を行っている、大気の測定を行っているところも承知しております。現在3分の2程度が測定している市町ではないかと思っております。町で内部の対応といたしまして、現在機械を購入するかどうか、民間検査機関に委託するかどうか検討しておるところでございまして、機械も数十万円、かなり幅もありまして、機械の精度の問題等もございまして、また、民間測定機関に対しまして、調査がすぐ来ていただけるかどうかということも現在確認しておりますが、ちょっとすぐの対応ができないということもございまして、そんなことから、今後来月中に県のほうで測定するという、県の115カ所になるかと思っております。その一つに長瀨町も当然入っておりますので、その結果や、また他市町村の今後の状況なども踏まえまして、新たな対応について検討させていただきたいと思っております。

また、こちらの直接の担当ではありませんが、学校のプール関係につきましては、既に教育委員会のほうで予定しているところで、採水等も行っているようでございまして。

あとは農産物の被害等につきましても、先日秩父の振興センター等で会議等もございまして、また各郡内で各農産物、葉物野菜ですとか、サンプリング調査を行うというようなことも聞いております。

以上でございまして。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、我が町は無防備だというのがはっきり出たわけですね。私も小鹿野町の議員と交流がありまして、小鹿野町の議員が測定器を購入し、設置をして、今もしているのですけれども、「きょうは警報器が鳴ったよ」というのが何回か私のところへもメールで届いております。これは長瀨町でもある団体の方に私それお話ししたのですけれども、やっぱり警報器は1ミリシーベルトは普通だと、だけれども、その次の警報になると100までの数字があるわけですね、2から99まで。それはグレーゾーンなのですよ。100になると何がしかのその文言が出てくるのだけれども、1は大丈夫だと、2についてになると首かしげて、3だとだんだん首かしげてくる状況なのですよ。そこで、今いろいろ来月やるとか、水道はやっています。セメントはたしか出荷停止にもなっています、秩父は。そういうことをいろいろ考えても、この長瀨町からでもそのミシュランガイドを町長さつき発表していただいたので、そういう観光地だから、特にこういう環境問題も考えているぞというのを見せるために、地上1メートルの放射線量の測定をして公開する。2つ目、町内の土壤に含まれている放射性物質の量を調査する。学校や子供たちの環境の場を計測し、低減対策をとる。この3つを町長、いかがですか。この長瀨町はやっていこうという気になりませんか。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほども答弁の中で申し上げましたように、秩父郡の町村会で6月3日に会議がありました。その席でいろんな意見が出たわけでありまして、5万円ぐらいから測定器はあると。しかし、それが絶対に信頼できるような数値を表示できるかどうかというのは大きな疑問があるという専門家の意

見があったという、そういう説明がありました。いい機械を買うということになると2,000万ぐらいするということなので、とにかく県としての対応をぜひ地方にお力添えをいただきたいというお願いのそれは機材を含めたことについて、横瀬の町長が代表で県のほうに要望してあります。まだ答えが来ていないようでごさいます、先ほど町民課長のほうからの答弁で110カ所検査をするというお話がありました。

それから、水のことにつきましては、これはかなり早く3月のうちから水を検査をして、1回だけでやろう。先ほど申し上げたように、1回だけでやめていいでしょうと、金がかかりますという話をした。しかし、水は一番大切なものだから、これは絶対に続けてやれという私のほうから指示をしまして、続けてやっております。今まで放射能は不検出という状況であります。何でその汚泥が、下水道の汚泥が放射線が含まれているのかなというのは、それはまだ我々の能力ではちょっと検知できないという状況で、今調査中ですが、いずれにしても地域の人たちの安心・安全を守る。ただ、考えてみますと、日本の人たちが非常に敏感というか、神経質になっている事実もあるようであります。今、きのうテレビで見ましたら、浪江町の人たちは原子力発電所から6キロ離れている地域だけれども、もうそこにふるさとに戻ろうという運動を始めたそうであります。どういうふうにして戻るのかということについては、はっきりした話はありませんでしたが、もう町の人たちがその中に放射線を遮るような服装をして町の中を全部調べて、津波に遭わなかったということがあるので、とにかく戻りたい。なるべく早く戻りたい。それが町おこしの原点だということだそうであります。放射能のことについては、そんなに問題にしていらないのかなと思うようなすごい話が出てきておるわけではありますが、これでいいのかどうかということについても私たちは非常に疑問であります。福島から何キロ離れているかわかりませんが、100キロ以上当然離れているわけでありまして、そういう状況の中で、ここがもし避難するようなことになるとすれば、日本じゅうの人がどこか日本国以外に避難をするような状況になるだろう、そういう思いを持っておりまして、少し神経過敏になっているのかなという思いがありますが、今、関口さんのご提案もありました。この辺につきましても、町村会緊急に集まって、お互いに一つの町で全部買わなくても、ある程度精度のいいものを買わなくてはいけないという、そういうことで県のほうに陳情してありますので、また意見を交換して、県のほうで対応していただけないということであれば、私たちはそれを購入して秩父の町村会として持ち回しをもってやっていきたいというふうに考えて提案をしていきたいと思っております。いずれにしても、5万円ぐらいの機材はかなりあるそうですが、それを信頼していいのかどうかということから考えると、しっかりしたものを対応していかなければいけないのではないかと、そんな思いを持って今準備をしているところでごさいますので、少し時間をいただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 最後の質問になりますけれども、町長、5万円程度の大したものではない機械ではだめだから、性能のいいのを買ってという、その気持ちはよくわかります。でも、今私もインターネットでいろいろこの放射性物質の件を調べて参考で見ているのだけれども、東京都は随分進んでやっているのですよね。チェルノブイリが250キロ範囲内はもう避難だったのですよね。今の原子力発電所もそれ同様のレベルなのですよ。250キロというと、多分この長瀬は2キロ離れているか、2キロ内に入っているか、その程度だと思のです、あの円をかくと。そうすると、私が言うのは、例えばその一番安い機械でもいいですよ。持っていてピピーと鳴って警報器が鳴るのだったら、「ここ危ないんじゃないの」という提言をしなかったら、ここを見回すと、結構皆さんあれだから、子供たち、あるいはこれから生まれてくる今妊婦のおなかの中へ入っている、私のうちにそういう子がいるからこの意見言うわけではないですよ。言っ

ておくのは、そういう子供たちがそういう時代に吸い込んでしまって、後で発症したら困るから、今私は町長をお願いしているのです。この長瀬町で、今お茶が騒いでいるでしょう。静岡のほうだって、お茶は薄めて飲めば大丈夫だと、水もそうなのですよ。水道は割と除去できるのです、簡単に。それはもうテレビやそういうので出ていますから、水やそういうのがもう水をくみ上げて浄化するときに水道局で簡単にできるのです。だから、汚泥になって、それが残って、セメントが苦労しているのです。だから、小鹿野でそういう警報器が鳴ったという事実もあるのだから、私は今この長瀬町に住んでいる小さな子供たち、未来があるのですよ。そういう子を何とか守ってやるために、今できることをやってやらなかったらいけないのではないかなと思って、これ言っているのです。町長、ぜひいろんな市町村を見てからとか、県のあれを見てからなんて言わないで、長瀬がまず率先してこれやってみましょうよ。長瀬の子供たちのためだけではなくて、長瀬が測定すれば秩父地域、さっきも言うように小鹿野でも鳴っているのですから、実際に。だから、よそを見ながらではなくて、自分たちのこの長瀬に生まれ育った小さな子供たち、これから今お母さんから出てくる赤ん坊のためにも、この環境対策、しっかりとやる私は責任があるのだと思うのです。ぜひ町長、そこのところをもう一回お考えを直していただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと思い、最後の質問にします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど答弁の中で申し上げましたように、町村会として県のほうの連絡を待っているところでございまして、そのことを申し上げたわけでありまして、それはもう持ち回りで、いい機械を買ってほしいというお願いでありました。町でどういうものが買えるかということにつきましては、まだこれから検討いたしますが、ご指摘のこともよく私もわかります。ですから、確かに長瀬町だけなければいいということでもなし、長瀬町だけあればいいということでもないということもよくわかります。ですから、どうせ機械を購入するということであれば、ある程度のものを買って、皆さんにその数値が信頼できるようなものでなければいけないと私は思って先ほど申し上げたわけでありまして。ですから、これは町村会に早速きょう議会が終わった後は無理か、あしたにでも連絡をとり合って、話し合いをしたいと思います。議会が途中で中断をしていただければ電話をしてもいいと思いますが、そういう状況で、ほかのところとの整合を図りながら、ほかのところを買わないということであれば、町独自でそのことについては話を進めていきたいというふうに考えています。

○5番（関口雅敬君） 終わります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） おはようございます。1番、岩田務でございます。傍聴席にいらっしゃっている皆様、お忙しい中、議場にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。おかげさまで4月の選挙で初当選することができましたので、お約束どおり若さと行動力で……

○議長（大澤タキ江君） 岩田務君に申し上げます。

そちらのほうは。

〔何事か言う人あり〕

○1番（岩田 務君） 済みません。ほかのところでちょっとやっていたもので、申しわけありません。済みません。

インターネット・携帯電話の活用についての質問させていただきます。情報化社会が進展する中、長瀨町では公式ホームページを開設し、必要な情報を発信するなどインターネットが活用されております。今後はさらにネット利用者がふえることが予測されますが、今まで以上にインターネットを活用したサービスを進めていくことを考えているのか伺います。

また、「埼玉県防災情報メール」のように、気象警報注意報や地震情報、危機管理情報などのさまざまな情報を登録した携帯にメールで配信することは考えているのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、インターネット・携帯電話の活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

このたびの震災によって、インターネットを使った情報配信の有効性と必要性の認識は、改めて社会に認識されたと考えております。これは当町においても同様でございます。利用者の求める情報を迅速に提供できる体制を構築できるようより一層努力する必要性を感じたところでございます。

インターネットの利用者に関しましては、町内全域に光通信サービスが提供されたこと、スマートフォンが急速に普及していることなどから考えますと、今後当町におきましても増加が見込まれると考えております。インターネットの技術は日々進歩しており、さまざまなサービスが提供され、ソーシャルネットワークサービス、動画配信、ブログなど主にホームページを介したものが代表的であります。先進的な自治体ではこうしたサービスを使った情報提供を行っているところもございますが、当町におきましては、ホームページの情報量をふやし、レイアウトと体系とを見直すことで使いやすいものとなるようホームページの拡充をまず進めていきたいと考えております。

また、防災情報等のメール配信のご質問でございますが、メール配信の有効性と必要性は社会に認識されていると考えておりますけれども、当町におきましては、「埼玉県防災情報メール」のように、利用者の求める情報を迅速に提供できる体制が整っていないことなどから、現在メール配信は行っておりません。いずれにいたしましても、IT関連の事業は多くの費用を必要とすることにもなりますので、利用者のニーズと費用対効果等を踏まえた最善な方法を今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 質問についての答弁ありがとうございます。

ホームページなどはやっぱりほかの市町村を見ましても、すごく情報などがわかりやすく出ているところが多いと思います。観光情報はもちろん、町でのイベント情報や町の施設の情報や使用料金などホームページを見る側が何を求めているのかを考えて変更していただくといいと思います。

あとは企業のバナー広告を入れて、広告収入を上げているところもあるようです。そういったインターネットを活用したサービスの一つとして、議会中継を始めている自治体がございます。インターネットで秩父市でも今月の議会からケーブルテレビとインターネットで中継するようですが、自治体の積極的な情報開示が求められる時代に、議会の様子をオープンにすることで、自治体と住民との距離を確実に縮めることができます。もちろん配信できるのは、議会の様子だけでなく、町の様子やイベントの様子、観光PR番組なども動画で配信できるので、町のホームページのコンテンツの強化につながると思います。先ほ

ど費用の件も出ましたが、ちなみに秩父市では約200万円、長野県松本市ではホームビデオを使用して初期投資30万円程度で始めたとお聞きしております。それでも30万円という費用がかかっておりますので、鶴ヶ島市ではユーストリームをサイトを利用して、こちらはほぼ無料で配信できます。これはもし今ここを中継しようと思えば、議会を中継しようと思えば、15分程度でもう配信ができる準備はできます。そういったホームページの強化をしていただき、今後の長瀬を背負っていく若い世代にも、議会はこういったことを行っているのか、また興味はあるけれども、家庭や仕事の都合で議会まで来ての傍聴はできないが、自宅や会社でなら見てみようといった方もいらっしゃると思います。議会を中継するかしないかは我々議会で決めることですが、私はぜひ中継すべきだと思います。こちらについて当局の考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

議会中継のことですが、ほかのところでやっているところもあるようでございますが、まず先ほども言われたように、議会内部で詰めていただくことが必要かと存じます。まずその辺を詰めてからということで考えたいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ありがとうございます。議会中継をされるという緊張感があれば、今まで以上に執行部や議員のメンバーの気も引き締まる思いで、さらなる質の高い議論もできると思います。多くの町民に議会を見ていただくことで、少しでも町政を身近に感じ、興味を持つ人をふやしていただくことが今後の長瀬の発展を考える人をふやす一つの方法にもなると思います。

もう一点の携帯電話を利用したサービスについてですが、昨年3月のデータでは、携帯電話の普及率は単身者でも87.8%、2人以上の世帯では92.4%と、老若男女、もはや現代の生活には欠かせないものとなりました。町の広報に載せる情報なども携帯電話にメール配信することで外出先でも通勤・通学中にも読むことができます。私は「埼玉県の防災情報メール」に登録しておりますが、大雨洪水注意報や雷注意報、地震注意報など携帯電話にメールで送られてきます。こちらからわざわざ問い合わせなくても情報が入るので、大変便利な機能だと思います。最近では登録しなくても、携帯会社から緊急地震速報なども送られてきますが、3月の震災もあり、防災についてもっと身近なところでも危機管理を考えていかなければいけないと思います。秩父市では平成18年度から秩父市安心・安全メールを運用されており、防災・防犯情報を配信したり、ふるさとメールというもので市と埼玉新聞社でニュースと地域情報をあわせたメールを配信しているようです。ぜひ参考にしていただき、この件についてもご一考いただければと存じます。

以上で質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 回答はよろしいですね。

○1番（岩田 務君） はい、大丈夫です。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、4番、野口健二君の質問を許します。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 当町では、町道及び河川の整備が進められていると考えておりますが、いまだ整備がされていないところが何カ所か見られますので、質問したいと思います。

そこで、5号線の一部歩道の未整備箇所についてなのですけれども、今後整備が予定されておりますかどうかということなのですが。

また、馬内沢支流の水路の整備工事を昨年もやっていただきましたので、その後引き続いてやってもらえるかどうかということなのですけれども、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、野口議員の質問にお答えします。

まず初めに、幹線5号線の歩道未整備箇所の今後の整備予定についてのご質問でございますが、地権者との交渉が難航し、同意が得られず、工事に着手できておりませんので、今後も粘り強く交渉をしてまいりたいと考えております。

次に、町で実施しています馬内沢支流の水路整備につきましては、今年度の残っている42メートルの工事を実施して完成となる予定となっております。さらに、県に要望していました馬内沢の本流の砂防護岸工事につきましては、事業化されまして、本年度に工事着手していただけることになりました。また、支流との合流箇所についても、秩父県土整備事務所で工事を行っていただくことになっておりますので、ご了解をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 5号線の歩道整備は、地権者の同意が得られたらやるということなのですけれども、速急に解決して今後とも努力していただきたいとお願いします。

また、馬内沢の水路整備についてもことし完成するということなので、地権者並びにご近所の方も住民も喜んでおります。さらに、懸念であった本流についても、県で工事に着工してくれということなので、まことにありがとうございます。今後とも事業がスムーズに進むよう私も努力しますので、よろしくをお願いします。

簡単です。よろしくをお願いします。終わります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） まず、高齢化対策について町長に伺いたいと思います。

長瀬町の現在の高齢化率は29%を超えていると思います。5年後はさらに高齢化率が高くなると予測されます。高齢化に係る歳出予算の増加も見込まれることから、5年後、10年後を見越した高齢者が元気に

なるような高齢化対策により歳出を抑えることが必要ですが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 町の高齢化対策のご質問でございますが、その前に先ほどごあいさつの中でも申し上げましたように、学校の耐震大規模改修が今年度前年度の予算でお認めをいただいたものが繰り越しになっておりまして、夏休み近く、6月のうちに第一小学校の体育館と第二小学校の校舎につきましては、手をつけられる状況になっておりますことをまずご報告を申し上げます。その後には私たちが何を考えていたかといいますと、高齢者が安心してこの町に住んで、それで豊かで健康な生活が送れるような、そういう対策を考えていこうということを基本に考えております。それと、子供のにぎやかな声の聞こえるまちづくり、そういうものをテーマにして、耐震工事の後、それまでに大きな資金が必要であったわけですが、多少の財政的な余裕も出てくるだろうという考えのもとで計画を立てていくところでございます。そういうことをご承知の上で、この答弁にお答えをさせていただきます。

ご質問の中で数字を出していただきましたが、29.1%が現在の高齢化率になっております。平成20年度に策定いたしました第4期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の人口を推定する上回るペースで高齢化が進んでいることも事実でございます。このために高齢者の皆さんが健康で生き生きと住みなれた地域の中で安心して暮らしていけることができるようなことにつきまして、次のような事業を行ってまいりたいと思っております。行ってまいりたいではなくて、行っております。

まず、定年を迎えたばかりの元気高齢者の方には、今まで培った技術や経験を生かしていただいて、シルバー人材センターで健康と生きがい、社会参加を目標に施設管理や植木の手入れ、除草作業などに活躍をしていただいております。そのほかの高齢者で元気な方には、町の事業や社会福祉協議会事業のボランティアに参加をしていただいたり、老人クラブ活動、カラオケや手芸、俳句などの趣味、教養活動、それから気軽に集まることのできて交流するサロン事業への参加、地区ごとに介護予防、転倒予防のために実施しております元気モリモリ教室やお茶会への参加など健康維持のための活動の場への参加を促進しております。また、高齢者が各学校へ出向いての世代間交流事業や樋口地区の世代間交流支援センター「ひのくち館」を活用して、子供たちと交流することにより、生きがいを持って充実した日々を送ることができるよう支援をしているところでございます。その後、5年後、10年後も高齢者が元気で仕事ができるような高齢化対策でございますが、これも今後も高齢者の増加が見込まれますので、高齢者同士が助け合い、高齢者が主体となって活躍し、生きがいを持ち、心穏やかに安心して暮らすことで、介護保険料や医療費を抑制することができますように社会福祉協議会のボランティア活動やシルバー人材センターで働く場所の確保、またひのくち館のような高齢者と子供や障害者等の交流の場、憩いの場を第一小学校地区内にも設置を検討し、高齢者福祉を充実してまいりたいと考えておるところでございます。第一小学校につきましても、年度後半に具体的な計画を提示できるというふうに考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ただいま町長のほうから前進的なお答えもいただいたわけですが、健康福祉課長にお尋ねします。

長瀬町では3月31日現在、多分単身高齢者世帯が204戸余りとなっております。また、高齢者世帯は182戸と私の調べたところではなっております。両者合わせて386世帯となる計算になります。これは町の総世帯数2,859戸の13.5%になります。さきにも述べましたが、高齢者人口が21%を超えると、国連の世界保

健機構では、超高齢化社会と呼んでおります。日本は2008年で22.1%です。長瀬町は先ほどの29.1%、超々高齢化社会となっております。今後もこの高齢化は我々をも含めて団塊の世代を巻き込んでいきます。さらに高齢化率は高くなっていくであります。

これはある統計によりますと、高齢者の26.4%が生活が苦しいと述べております。しかし、反面、高齢者の59%が何らかのグループ活動、先ほど町長が言われたようなことかと思えます。に参加して社会参加をしていると。ということは残された41%の高齢者の方は余り近所の方ともグループに参加するという生活をしていない、またはできないという現状であります。予算的に言いますと、特別会計ですが、長瀬町では介護保険代であるとか、そのようなもので10億円余りを出費しております。この町長も先ほど答弁なされましたが、出費を抑えるというためにも、健康で高齢者が生き生きと生活するような場所とか、生活習慣とか、生活習慣の改善、食生活と栄養、身体運動の啓発などを社会福祉協議会を通じて行っているというふうなお話は聞きましたが、町民、特に高齢者の方に広報でお知らせするというだけでは、なかなか高齢者の方が参加できないと。もう少し呼びかけをしっかりとしたりとかいうことで、町民、高齢者に周知していけばいいと思えますが、その点についてお伺いしたいと思います。

また、もう一点ですが、高齢者世帯、独居世帯への見守り、声かけ、手助け、これは町政だけでなく、ボランティアも必要だと思えますが、これは私の独断の考えですが、今の制度であれば、民生委員さんに活動の場を広げていただく、また福祉タクシーでなく、ボランティアタクシー等の運用など高齢者に厚いサービスを提供するための新たな、または計画している施策をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、在宅の高齢者がいろいろな町の事業に積極的に参加をしていくように参加を呼びかけてほしいということがございますけれども、町のほうでは社協や、先ほど町長の話からもありましたシルバーのほう、それから町のほうということで、それぞれいろいろな活動をやっております。地区の中でも老人クラブさんも12クラブありまして、また新しいのができそうだということもありまして、団塊の世代の方々を中心に、いろいろな活動を始めております。それとはまた別に、地区の高齢者が集まってお話をしたり、元気モリモリの運動をしたりということで、サロン活動を8カ所やっただいてあります。それから、町の事業としては、健康増進のためにいろいろな講演事業であったり、歯の健康、口腔教室とか、そういうこともやっておりますけれども、積極的に参加していただける方はまだいいのですけれども、どうしてもうちに閉じこもりがちの方が本当は問題であります。そういう方の少しでも参加を手助けするためにも、これからも積極的にPR活動をやっていきたいと思えますが、広報やホームページ、それから全戸配布の回覧とか、募集とか、それからあとはサロン活動の人たちがロコミで連れてきていただくような方法でPRをやっていきたいと思っております。

それから、独居世帯への対応ということがございますが、独居世帯への関係としましては、町のほうでも心配な世帯への見守り事業とかもやっております。それで、町のほうでは要援護高齢者の支援ネットワーク会議というのがありまして、それには警察の方から民生委員、それから地区の区長さんだとか、それから介護保険事業所の方とか、いろいろな方々に入っただいてやっただいております。民生委員さんもボランティアでいろいろな地区の要支援を必要な方々の見守りや相談事などにも乗ったりとか、いろいろな事業にも参加、お手伝いをしていただいているわけなのですけれども、やはりそれだけでは相談事

も民生委員さんも忙しいですし、そういうわけにはいかないもので、町のほうと連携させていただきながら、地区の区長さんであったり、ご近所の方々の見守りというのも本当に大事となりますので、そういう方々にいろんな方々がいろんな目があるという部分でよろしいのではないかとということで要保護の高齢者の認定支援ネットワーク会議を設けさせていただいております。

それから、地域の支え合いを活発化させるということで、今年度から商工会さんのほうの積極的なご参加をいただきまして、町と社協と、それか商工会とで地域支え合い事業というのを実施するところがございます。今、商工会さんのほうが主体となってやっていただくということで準備を進めていただいているわけなのですが、町内のちょっとした困り事、それから買い物や通院とかの支援とかを秩父のみやのかわでおたすけ隊というのをやっていると思うのですが、あれを県内全域に今広げてきておりまして、郡内では秩父と、あと小鹿野さんでやり始めております。寄居町さんや美里町さんとか、隣のところでやり始めておりまして、そんなに収益とかはちょっと難しいと思うのですが、ボランティアという形で多少の代金を支払わせていただいて、ボランティアやっていただいた方もまるきりの無償ではなくて、有償で活動していただくということで今進めております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今、浅見課長のほうからボランティアを少しばかりの有償でという答弁ありましたが、これはボランティアに反すると、無償ということがボランティアという語源にも入っていますので、そこのところは取り違えないようにお願いします。

長瀬町は、「はつらつ長瀬」ということを合い言葉にしているというふうなことで、広報の見出しに載っております。私「はつらつ」という言葉の語源を調べてみたら、1300年代の「太平記」に出ております。その分はいいとして、はつらつと、これは町民が生き生きとして生きていける町を構築するということですが、私個人で少しばかりの住民アンケートを行いました。特に高齢者のご意見、高齢者ひとり暮らしなので、先々不安である。公機関の訪問制度を充実させてほしい。年金暮らしなので、医療費や介護保険料などが心配である。老人の集える場所が近くにない。グラウンドゴルフなどの運動場がないなどのご意見が多く高齢者からありました。高齢者が経済に与える影響は、消費、雇用、貯蓄、特に高齢者が消費を少なくすることは、経済活動が円滑にならないということになります。それはさておき、先ほど町長さんがひのくち館の同じような設備を第一小学校地区にも設けると、今年度中に設ける予定であるとおっしゃいましたが、それは本当なのか。本当なのかといいますか、私もひのくち館にも訪ねてきました。残念ながら私が行ったときは、老人の方が来ておりませんでした、たまたま。行事がいろいろあつたのですが、どうも近くの人に聞いてみると、なかなかこちらからは足がなくて行けないと、福祉タクシーもあるというふうなこともあるのだけれども、なかなか利用されないというふうなことで、ぜひそのような老人の、高齢者、失礼しました。高齢者の集える場所、それから長瀬に、長瀬地区ですか、3地区で借りているグラウンドゴルフ場というのですか、あるのですけれども、土、日については少年団活動等でグラウンドが使えないということで、そのようなのを少し例えば土地を個人で提供していただいたら、税金を雑種地並みでなくするとかして、そういうグラウンドゴルフ等ができるような場所の確保もこれからやっていただけたらと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、ボランティアの件ですけれども、ボランティアは無償が原則ですのであれなのですけれども、近ごろでは有償ボランティアということもありまして、若干の経費をいただくという方法もあるようがございます。それから、先ほど町長が話しました一小地区にもひのくち館のようなものというのは、まだ構想でございます、今年度に建設ということではないと思います。ただ、樋口地区だけではなくて、長瀬、本中地区のほうにもそういうふうに気軽に高齢者の方々だけでなく、地区の方、それから障害者とか、子供たちとかもあわせて気軽に使えるような施設が欲しいということで、健康福祉課としても今考えているところでございます。

それから、あとはグラウンドゴルフとかの運動場の計画でございますけれども、今のところは町としてはグラウンドの計画はございません。うちのほうとしましては、町で社会福祉協議会主催で、年2回の高齢者のスポーツ・レクリエーション大会をやっているのですけれども、1回に150人ぐらいの方々に参加していただいて、グラウンドゴルフや、それからスマイルボウリングとか、輪投げだとか、ゲートボールなどもやらせていただいております。そのときには大勢の方に参加していただいているのですが、そういう方たちは、それぞれ町内の5カ所のグラウンドで練習を行っていただいております。それで、岩田グラウンド、塚越グラウンド、それからげんきプラザを借りたり、それから長瀬スポーツ広場の上山グラウンドなどを利用しているようです。町のグラウンドも入れて5カ所なのですけれども、こういうところを積極的に有効活用していただいて、高齢者の健康保持増進をさらに図っていただきたいと考えております。

町のほうとしましては、先ほど話しましたような元気モリモリ教室やお茶会、サロン事業、運動だけではなくて、気持ちから上げていかないと、やっぱり気の持ちようが一番の問題ですので、元気に動き回れる方はいいのですけれども、そうでない方はお茶のみなどで皆さんとお話することも健康の保持増進にはかなり役立つと思いますので、そういうところでいろんな人に集っていただいて、おしゃべりをしていただけたらと思います。町や社協で実施するだけではなくて、公民館などでも大勢の皆さんに公民館活動もやっていただいていると聞いておりますので、いろんな部分で町民の方に参加していただき、健康増進を図っていただき、医療費等の介護保険料の上昇の抑制を図っていただけるように今後も努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 減免の話とか、そういうお話が出たので、ちょっと税サイドのほうからお話しさせていただきます。

まず、減免なのですが、租税の基本原則は、皆さんご承知のとおり、公平の原則であります。減免は租税公平の原則の例外で、減免の運用には厳正な処理が要請され、一般的な納税者との均衡を失せざるを特に留意すべきものであるということで、長瀬町条例のほうの第71の第1項2号に公益のために直接占用する固定資産（有料で使用するものを除く。）とありますが、実際のところ公益性というのが大変難しい問題で、皆さんからもらうべき税金を実際そのことによって税金を取らないということは、交付税の算定なんかでも、実際その数字を取ったものとして算定されるのです。だから、実際は税金をかけたけれども、町の事由によりそのまましているのだから算定には入れませんよという1つあります。

それと、長瀬町として一応税務課として減免について申請を受け付けてしていたのですけれども、去る22年4月1日付総務大臣ということで、総務大臣のほうから地方税減免については、要するに適正かつ公平な運用を十分配慮し、公益性を理由に減免を行う場合には、公益性の有無と条例に定める要件に該当す

るかを厳正に判断すること、減免対象資産の使用実態等について具体的もかつ厳正に把握した上で、さらに適正化に努めることということで、公益性ということで行われる減免について裁判等も行われているわけなのです。その中でも公益の資産に該当するかどうかというのは、不特定多数の者の直接の使用又は利用に専ら供されている固定資産と言われています。もし公益性で皆さん方が必要なことであれば、町のほうに無料で貸していただき、非課税という扱いができますので、そちらのほうがよろしいかと私は思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） では、観光問題について質問します。

「長瀨」は、名勝・天然記念物に指定され、学術的にも評価が高く、日本地質学発祥の地とも言われています。このことから、町では訪れた観光客に地質学的に見た長瀨を知ってもらい、さらに自然のすばらしさを体感してもらえるように、地質学的見地に立った案内板を設置してはどうかを伺います。

また、上長瀨駅前の観光案内板は老朽化して、見づらくなっていますが、改修予定を伺います。地域整備観光課長、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 村田議員のご質問にお答えします。

初めに、地質学的見地に立った観光案内板を設置してはどうかのご質問にお答えします。現在、名勝・天然記念物及び岩畳などに関する案内板は、岩畳通りの見晴亭わきの丁字路付近、瀨月荘入り口付近、大正館わき公衆トイレ前付近、県立自然の博物館前、上長瀨駅から南桜通りに向かう丁字路付近の5カ所に設置され、すべて長瀨地内となっております。これらの案内板の内容は、天然記念物や岩畳などの内容を絞り込んだものとなっており、このうち3基については教育委員会、残り2基については、地域整備観光課が設置したものでございます。また、町内の各駅やコンビニ等に設置してあります観光案内板については、個々の名所等に関する具体的な説明や表記は行っておりません。これは設置する案内板の主目的が所在地を案内する機能を優先しているためであり、限られた看板のスペースの中では、各所の概要まで表記することは難しいというふうに思われます。

岩畳の希少性については、天然記念物にも指定されているとおり、地質学的に価値が高いということは、皆さんもご承知のところであります。また、長瀨が「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」に掲載された時期でもありますので、この辺もあわせて説明内容や設置場所について効果的な周知が図られるよう関係機関等の意見などもお聞きしながら検討してまいりたいというふうに考えます。

続きまして、上長瀨駅前の観光案内板の改修予定についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり標示板の傷など老朽化が目立ってきております。このため本年度の事業として改修を施す予定となっております。また、同型の案内板が宝登山並木参道公衆トイレわきにも設置されていることから、こちらの案内板についてもあわせて改修を行う予定です。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町長に質問します。

観光についてですが、長瀨町と比較してはちょっと比べ物にならないと思うのですが、栃木県那須地方は関東、日本屈指の観光地として名をはせているのはご承知のことと思います。この那須町では豊富な景

観資源を保全活用し、良好な景観を創出し、快適な生活環境と地域の活性化を図り、次世代に継承していくということを目的に、景観計画を策定しました。そして平成16年から景観条例施行規則を定め、町住民、事業者が一体となって地域資源の保全運動に取り組んでおります。ご承知の方もいらっしゃると思いますが、看板類の色は統一され、電柱も自然と融和しています。コンビニエンスストアの外壁さえ色の規制がなされている現状です。長瀬町を考えると、言ってみればおかしな看板や乱立する立て札、歩道を占用する物産物などやや目に余るものもあると思います。ミシュランに登録された今、町のリーダーシップを発揮し、四季折々の美しい景観や文化遺産などを町民共有の財産として保全していくような施策が急がれますが、このような計画をお持ちかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今、那須の話がございました。私はまだ具体的にその景観、看板、そういうものについての状況を把握しておりませんので、ぜひこの議会が終わりましたら、関係の職員、担当の職員も含めて1度那須に行って、その現状を拝見してきたいというふうに考えております。確かに今、議員ご指摘のように、長瀬町、特ににぎやかな観光地と称される長瀬町の看板については、いろんな問題が以前からありました。これはその制限のかかる前からあった看板だというようなこともあるし、それから例えば方向、こちらに行けばどこへ行くというような、そういう看板につきましては、ある程度の規制があって、例えば岩田の地区にしても、高さが1メートル、1,500、500とかという、そういう数値が決まっております、看板についてはかなり制約があります。ただ、その自分のうちで看板を立てるということについて、そういうものがあるのに、その前に立ててあったというような問題があるらしいのです。私確たるものございませんが、そういうようなこともあるので、もう一度これは県のほうとも相談をしながら、長瀬町が今ご提案のありましたような、きれいな町、また来てみたいというような町にするためには、確かに看板の乱立というのは目に余るものがあるというふうに私も考えておりますので、この辺はしっかりこれから準備をして対応していきたい。先ほど申し上げましたような、そのミシュランガイドに掲載されたということが、私は一つの観光地としてスタートだというふうに考えております。これが終わりではなくて、初めなのだから、とにかく観光業者が一致団結をすること、そしてお互いに大局を見て観光業を進めていただかないと、長瀬という小さなエリアでやっていくだけでは観光の将来はそんなに期待されるものではないというふうに考えています。おかげさまで宝登山にも8ヘクタールの木を植栽して、これはあと10年もたつとすばらしい山になるだろうという思いを持ってやりました。これも県のほうでは絶対だめだというものを突き崩すのに5年かかった、そういうことがあります。だから、世の中に絶対だめだというようなことは私はないというふうに確信を持って行動しておりますので、その那須のほうにもすぐ、なるべく早く、今月のうちに行ってその景観を見させていただいて、参考にさせていただきます。そして、長瀬町がきれいな町で、また来てみたいという、そういう思いを持ってもらう町にするのは当然でありまして、冬の観光がだめだったという例がありますが、これも1つの花、臘梅によって冬の観光が12月の末から2月いっぱいまでで15万人ぐらいお客が来るという、そういう事実がございます。だから、1つのテーマをしっかりと私たちが持って、それを皆さんの気持ちに合うようなことをやるということは、そんなに難しいことではない。その1つが先ほどご提案の看板でもあるというふうに思います。ですから、これも私たちももう一回見直して、勉強して県のほうとも連絡をとりながら、調整すべきものについてはしっかり強い心を持って頑張りたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、今、町長にお答えいただきましたが、これは那須町で行っている観光アンケートです。これやっぱりこのような観光客の何を求めているか、そのようなものを知って、町サイドではなくて、長瀬の商店街の人または住民、我々が長瀬を天下に知らしめていこうというような政策が実行できれば大変うれしいと思います。

次ですが、長瀬町は山紫水明、桜の町として天下の景勝地とうたっています。しかし、近年桜の木は老朽化して、手入れが行き届かないというのが現状です。根元を鉄さくやコンクリートブロックで敷き詰められ、桜の木は泣いています。苦しくて根を持ち上げ、ブロックを突き上げ、抵抗しております。ゆえに歩道は段差を生み出しています。この修繕にも余り手が加えられていないのが現状です。西の桜の名所、京都、吉野山の桜、下枝が打たれ、誇らしげに枝を張っております。長瀬も桜の町に恥じぬよう最小限でも枝落とし、害虫処理、落ち葉撤去等町として最小限景観を保全をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

なお、あわせて歩道や遊歩道の整備、長瀬地区以外の公衆トイレ設置、ハイキングコース設定など、また広報活動などいかがお考えか、地域整備観光課長よりお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 村田徹也君に一言申し上げます。

通告に沿っていない問題なのですね、今のは。ですけれども、一応観光ですので、観光課長に答えていただきますけれども、次回からはそちらのほうはちょっと自重していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

桜の管理から観光資源の整備計画まで5つばかりのご質問があったらと思います。初めに、桜の管理について答弁をさせていただきます。現在町では桜の管理につきましては、長瀬町観光協会に委託をしまして、維持管理を実施しているところです。特に今、幹線5号線は桜の管理と道路の管理と相反する状況であるというふうには考えております。現状を維持しつつ、危険な箇所について補修工事等を行いながら、随時対処整備を実施してまいりたいというふうを考えます。

2つ目の遊歩道の整備につきましては、現在町では緊急雇用の整備事業を活用しまして、野土山、権田山周辺に遊歩道を整備しております。PR不足ということが考えられますけれども、多くの方にまだ知られていないような状況にはなっていると思います。ただ、現地を見てみますと、近所の方もふだん歩いていただいているような状況もありますので、今後地域住民の方や観光客の皆さんにご利用いただくように努めていければというふうを考えます。

3つ目のトイレの設置につきましては、トイレの設置ですとか、維持管理につきましては、多額な費用がかかるということが予想されますので、このため利用される方が多いところ、利用率があるとか、その対象者などを踏まえまして、費用と効果を考慮しまして、設置をするかどうかについて検討する必要があるのではないかと考えます。

あと、ハイキングコースの設定についてですけれども、これにつきましても、現在緊急雇用創出事業を活用しまして、ハイキングコースの整備、整備といいましても、下草とか枝を刈る程度な事業ですけれども、昨年度に引き続きまして、本年度も実施する予定でおります。整備ができ次第、皆さんにお知らせできればというふうを考えております。

観光資源の整備計画と広報活動についてですけれども、議員もご承知かとは思いますが、観光協会が法人化されて、町と観光協会の事業のすみ分けをしているところですが、ソフト事業につきましては、観光協会が主に事業を進めていこうということで申し合わせておりますので、計画ですとかPR活動については、観光協会ともよく相談をさせていただいて、事業の展開を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 教育長に質問します。

長瀬町は、スポーツ振興条例を制定し、町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活に寄与していますが、近年、町内のスポーツが衰退しているように見受けられます。スポーツ振興にどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまのスポーツ振興に関する質問についてお答えをしたいと思います。

スポーツ振興は、非常に大事な施策であるというふうに考えて取り組んでおるわけですが、主な事業としましては、スポーツ振興審議会を中心にしまして、長瀬町スポーツ賞の授与あるいは体育指導員を中心にした活動あるいは体育団体への助成、これは体育協会、体協とスポ少でございます。それから、総合グラウンドで、塚越グラウンドあるいは中学校の野外照明施設等の管理や運営等がございます。それから、各種スポーツ教室等、これは体育指導員とか、公民館とか、いろいろ連携をしながらの活動が主でございます。

先ほど非常にスポーツが衰退しているようなお話がございましたけれども、競技人口につきましては、確かに町の人口の減少とともに、スポーツ人口も減ってきているということは事実だというふうに思います。特に先ほどもお話がありましたように、少子高齢化という中で、それぞれの団体等の活動の人数そのものが非常に少なくなっているなということは実感しているところでございます。

その中でも、スポーツ少年団の指導者あるいは役員の方々には、夜間ですとか、あるいは土曜、日曜の貴重な時間を子供たちのスポーツの指導に当たっていただいております。教育的な効果も非常に上げていただいているわけございまして、常々感謝しているところでございます。しかし、子供たちの参加人数そのものをやはり少子化の傾向もありまして、その中で多少減少ぎみということは否めないなというふうに考えております。

町ではこれまで体育協会からスポーツ少年団に補助金を交付して活動を援助してまいりました。あるいはグラウンドとか、小中学校あるいは公民館の体育館の修理とか整備を実施してまいりました。今後ともスポーツ振興条例の目的であります町民の心身の健全な発達、そして明るく豊かな町民生活の形成を図るために、スポーツ関係団体の皆様のご理解とご協力をいただきながら、スポーツ環境の充実、そして生涯スポーツの普及に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 一昨日、熊谷で日本選手権が四十数年ぶりに開かれましたが、長瀬町出身の新井選手がやり投げで76メートル幾つという自己新記録を出しまして、4位になったというふうな、長瀬町でそういう場で活躍をしている人もいますので、一概に衰退とも言い切れないところはあるのですけれども、今

国会でスポーツ振興というのは、要するにもう古いというふうなことで、スポーツ基本法というのに法律が改定されるというふうなことで、スポーツを振興させるのは国の責務であってというふうな内容なのですけれども、これが超党派議員で出されたということで、これ大きくこれから地域のスポーツ振興等も条例等も変わっていくのではないかなと思います。教育長に答弁していただきましたが、スポーツ少年団活動、ちなみに児童の加入者は202人、47.4%ということは、約過半数に満たないぐらいの人が7つの少年団活動を行っているということです。スポーツ少年団活動は、設立の趣旨がスポーツを通じて青少年の心と体を育てる組織を地域社会の中にとりこむという体協傘下でつくられました。教育的見地からも、町として大幅な財政援助をしていくべきではないかと考えますが、その旨をお伺いしたいと思います。なお、先ほど教育長も言われましたが、スポーツ少年団指導者の方々の献身的ボランティア精神で成り立っているこの活動をバックアップしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 先ほど202名というスポ少の所属団体の所属数のお話でしたが、何年か前、こここのところ一番多かったときに263名という数字が記録が残っております。21年度が198名、22年度が202名、今年度今登録受け付け中ということでございます。ただ、この中には長瀬町は先ほど7つの団体というふうで紹介してもらいましたが、ソフトテニスのスポ少がございまして、ソフトテニスのスポ少につきましては、実は皆野町のほうのスポ少のほうにかなり大勢の子供さんが参加しております。時によりますと、皆野の子供よりも長瀬のほうが多いのではないかとというぐらいの人数が参加しているようでございます。そういった生徒も含めると、約5割を上回る生徒がスポ少の活動をしているのかな、そういうふうと考えております。

先ほどそこに、スポ少に対する援助が少ないのではないかとというお話でございました。ここ何年か支援補助金が体協、スポ少ともずっと年々引き下げて、もうこれ以上引き下げられないという段階で、ここ四、五年ストップをしている段階でございます。そういった中で、少しでもできる範囲で、そういった援助の方向も引き上げていきたいなというふうと考えているところでございます。金額等まだまだ不明な点もあるわけですが、過去においてある程度の金額の補助をしているわけですが、それにできるだけ近づけていきたいなという方向でこれから検討していきたいというふうと考えております。また、いろんな面でスポ少関係、多くの方にご支援をいただいているわけですが、さらにいろんなスポ少が活発に子供たちを健全に育成するための活動がしていただけますようによろしくお伺いしたいというふうに思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） では最後に、特に高齢者のスポーツとあわせて、ウォーキングもスポーツの一種と考えて、ウォーキングコースの設定といいますか、距離表示ぐらい、ある程度の大まかな地図あたりに小さい距離標示でもあると、何キロぐらい歩いたのだろうか、そんなふうなのがわかりますので、そんなふうな距離標示、またウォーキング教室、やっている部分もあると思うのですが、予算的な面もあると思いますが、教室等で例えば青葉先生をお呼びしてウォーキング教室やってもらおうとか、ぜひそんなふうな計画もお願いできたらと思います。

次長、お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、村田議員のご質問、2項目あったかと思えます。

ウォーキング教室などの開設につきましては、町の健康福祉課と体育指導委員会の共催で長瀬げんきウォーキングという事業名で町内約10キロコースを歩く事業と、あとバスを利用して県外へ出かけていくバスハイキングという観光も込めた楽しむ事業の2点を毎年実施しております。また、ご提案のそのウォーキングコースを設定ということにつきましては、それこそ体育指導委員会へ検討の提案をしてみたいと考えます。先ほどの事業実施に当たってのコース設定は体育指導委員が行っておりますので、何キロコースというような、そういうコースパターンのノウハウも持っていると思います。先ほどの観光のお話の中でも、観光サイドから遊歩道とハイキングコースの話もありました。町内にはそういった景観も含めたコースが何か所あるかと思っておりますので、そういったことをコースを設定するのは可能かと思っておりますので、先ほども言いましたように、検討の提案をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 次に、8番、野原武夫君の質問を許します。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 質問事項ですが、住環境の汚染対策について。町民生活の安全性を確保するため、住環境汚染についての町の対応をお伺いします。

1番、福島第一原子力発電所の事故による放射能について、1番と2番とちょっと内容が違うので、1番を先にやらせていただきます。お願いいたします。町民課長。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 野原議員の最初の質問、住環境汚染のうちの福島第一原子力発電所の事故による放射能測定についてということで、住環境保全についてのご質問かと思います。

対応と申しますが、5番議員の一般質問の際に、町長からも答弁させていただいておりますが、具体的な対応というのは、実際現実のところまだ行っておりません。放射線量の測定につきましても、独自では行っておりませんが、さいたま市内で国、文部科学省の管轄になりますが、以前から各都道府県単位で測定しておるところでございます。また、先日埼玉県の方でも全市町村を網羅した形で放射線量の測定を行うということも発表し、7月中には実施するというお話を伺っております。しかしながらも、秩父地域には国が設置する環境放射線モニタリングポストがありませんので、秩父市と、あと4町連名で県のほうに放射線量の測定、モニタリングポストの設置等要望しておりますとともに、また幼稚園、保育園、学校等への土壌測定の測定や公表、さらに生活上の注意や工夫に関する広報など等も要望しておるところでございます。

また、先ほど5番議員の質問のときに答えさせていただいておりますが、放射線量の策定につきましては、機器が値も張るということで、共同設置もできるかどうかという町長からのご回答もさせていただいておりますが、早急に詰めたいと思いますが、いましばらく時間をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、一つの町で対応するわけにはなかなかまいらないこともございますので、また県とか等への要望、他市町村との連携を密にして対応方法を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 5番議員が先ほど1ミリシーベルトの話されましたけれども、1ミリシーベルトが危険だという内容について、皆さんもよくわかっていないようなので、今、埼玉県は0.055ぐらいの説明が出ておると思います。これについては、マイクロシーベルトでありまして、1ミリとは違うのです。大体0.19マイクロシーベルトを屋外で8時間、屋内で16時間過ごすような計算で1年間過ごしますと、これが1ミリシーベルトという危険性の単位になるわけです。現地ではそんなことではなくて、100ミリぐらいまで伸ばそうなんていう計算でやっておるようですけども、実際に定点観測されておるこの0.055というのは、地上から20メートルも上のところが定点観測の0.055なのです。我々が実際に生活している範囲は、そんな高いところではない。まして地上から5センチぐらいのところをはかると、大体3倍か4倍ぐらい出てきてしまうのです。ですから、このガイガーカウンター計といいますけれども、ちょっと古い話です。放射線の、放射能の線量のカウンターでいいますと、実際にはそんなに高くなってしまいます。0.055が4倍になれば、もう0.2になってしまう。0.2を1年間浴びれば、もう1ミリいってしまうわけです。そういう環境の中で我々は過ごしております、数字がひとり歩きしながら、そんなことなら大丈夫ではないかななんて思っている節がある。

先ほど町長がお話の中で、カウンターは2,000万ぐらいするというお話していましたが、福島のある小学校では、全員持たせると。そんな高いのは持っているわけではないので、大体2万から3万ぐらいのものだ。これは安心感のために持っているという意味では、余りレベルが高いものではありません。しかし、大体その辺の町村で持っているのは20万前後のもので、県で持つと3,000万とか2,000万という高い値段のものになるわけですけども、市町村で持てる20万範囲のものは、持っていて町民が安心できると、絶えずちょこちょこはかってみてもらおうと、気楽にはかかって発表してもらおうというのが必要ではないかと思うのです。

先ほど2番議員のほうから観光の問題出ました。観光地に、長瀬へ多くの方が来られる。年間二百何万人が来られるという中で、この間も花の里で「長瀬は大丈夫なんかね」と言われたけれども、数字がわからない。長瀬で実際はかかった話聞いていない。そういう意味では二十何万ぐらいのものなので、その程度のレベルでもって十分はかれると言っていますので、ぜひこれは購入してもらいたい。そして、来られる観光客もせっかくいいお話は聞いているのに、来てみたら危ないよなんていう聞かされたくないの、実際我々はかかってみて、こういうレベルであるので安心して下さいということと、ボランティアが一生懸命除草なんかする。泥の中へ手を突っ込むと、この中はどのぐらいなのかねと言われ、実際には全然わかっていない。先ほどの20メートル定点地域の0.055を基準にして考えていると、ちょっと問題が別なのではないかと、安心感を与えるために参加する町民も含めて、実際に高いからできないというレベルではないと思うので、ぜひこの辺は町で1台でも2台でも買って、常時はかかってもらえるということで、観光客にも安心感を与えてもらいたいと思っております。

先ほど茶葉が問題になりましたけれども、茶葉がこれはベクレルという問題で、1キロ当たりどのぐらいいっとたら危険かというのがベクレルという数字なのですけれども、500ベクレル、これはセシウムですけども、沃素に至っては1,000ベクレル、アメリカあたりになると、これはもっと数字は大きいのです。アメリカでは沃素が2,000ベクレル、それからセシウムでは1,200ベクレル、ですから相当高い数字を想定しておるので、茶葉については問題ではないのではないかというふうに私も考えます。これは水も同じような数字でございますが、そういった数字の中で、私たちは安心感を与えるためにぜひこの安い、2,000万からすれば100分の1の値段で買える測定器をです、ぜひ設備していただきたい。そして、一刻も早く皆

さんが長瀬町は大丈夫なのだよと、ほかの町がどうこうなんていうのではなくて、長瀬町の住民の人たちに安心感を与えてもらいたいということで質問させていただきました。町民課長のほうに振った話ですけれども、その辺の数字の問題が果たして一言も出ていないので、わかっていないのではないかと思うのですが、ぜひもう一つ足してご返事いただきたい。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） ではまず私のほうから数字の関係ということで、多分さいたま市のほう、屋上18メートルのところにモニタリングポストを設置していると思います。0.0053前後が毎日の計測かと思えます。それを先ほど野原議員申し上げましたとおり、年間にしますと1ミリ前後になるのかと思えます。マイクロシーベルトで1ミリですと1,000倍ということで、私も物理、数学のほうは不得手なものですから、細かい数字の把握わからないのですが、そんな状況かと思えます。年間の1人当たりの自然放射量年間人が受けるところが2,400マイクロシーベルト、2.4ミリシーベルトかと思えます。これは宇宙からですとか、食物から、大地から、土壌になるのでしょうか、あとは空気中ということで、そういう測定がされているようです。あとは私の知っている範囲ですと、レントゲン、直接撮影か間接撮影は別といたしまして、1回当たり50マイクロシーベルト、現在毎日定時観測等で報告されて公表されているのは、0.05前後、さいたま市。前橋市のほうは大体0.03前後ぐらいかと思えます。あとは秩父地域、市のほうもきょうあたり新聞に出ていたかと思うのですが、その特定につきましても、さいたま市より若干少ない数値ということで、想像ですが、0.5未満ということで把握しております。

購入につきましては、また私のほうはちょっと差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど答弁でお答えいたしましたように、町村会で県のほうに要望してあるという事実がありまして、議会終了後、町村会長のほうに連絡をとって、その方向が未定であるということであれば、例えば20万円とかということでありまして、それがかなりの精度が出るということであれば、それは町で単独に買うことは可能だと思います。ただ、2,000万とか1,000万とかという、そういう器具を買って持って単独の町でやるということはどうなのかという話が町村会から出て、それでは共同で県のほうに要望しよう、お願いをしてみようということで、まだそれが6月の3日でしたか、ですから結論は出ていませんので、早速きょう聞いて、本当に20万で正確にはかれるのですね。

○8番（野原武夫君） はい。

○町長（大澤芳夫君） はい、わかりました。それでは、このくらいで買えることであれば、皆さんのその不安を取り除くことがそれで可能だということであれば、不安が増加する場合もあるかもしれませんが、それはそれとして現実を知ることが大切なことだと思いますので、その辺はこちらにらせていただければ決断をいたします。

〔「じゃ買ったほうがいいよ。町でどんどん買ったほうがいいよ、それじゃ」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 今、町長の話、積極的にありがとうございます。東北の3県では町では恐らく20万前後のものしか使っていない。予算的にないものですから、そういう状況でやっていて十分対応できていると。特に県のほうでその2,000万か3,000万かは知りませんが、そんなもの持っているかどうか

からないのですが、実際に対応できているという話を聞いておりますので、間違いないと思います。これは間に合わないという、数量的に間に合わないという部分があるかもしれませんので、早急に対応してもらいたいと思っております。

続いて、2番の総合射撃場の鉛の水の問題でちょっと聞きたいのです。これも長いことかかって何回かご質問などさせていただきました。しかし、最近その話はちっとも出ないので、本当に鉛公害があって水を使えないのかどうか。これは実際に継続してはかかっておられたら、どのような状態になっているか、ちょっとお聞きします。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 2つ目のご質問にお答えいたします。

長瀬総合射撃場周辺の鉛公害についてということですが、測定等現在の状況ということかと思えます。過去の経緯等も若干触れさせていただきたいと思いますが、平成13年秋に付近の沢からクレー射撃で使用する鉛散弾の鉛が飲用井戸等の判断基準である環境基準、具体的には1リットル中0.01ミリグラムを上回る値が検出されたため、埼玉県では鉛散弾の回収等を実施し、平成16年秋の埼玉国体以降、クレー射撃を休止しております。その後、県で射撃場周辺の八重子沢の環境保全対策工事、鉛玉や土の除去を行い、昨年3月には終了したということがございます。測定につきましては、通常月2回、冬場の湧水等の時期には1回ということもございますが、場内の沢及び周辺の沢の9カ所から取水を行い、新水質検査を実施しており、その検査結果が県の自然保護課、町役場、地元の辻区のほうに報告されておりますが、環境基準の値を大幅に下回っている状況でございます。具体的には0.00幾つというような数字で推移しているようでございます。今後も周辺住民が安心して生活できるよう射撃場に対して引き続きの水質検査の実施をお願いしてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） この鉛の水というのは、結局水に溶けている鉛のイオン化された部分なので、とる方法は幾らでもあるのです。ただ、金がかかるということはあるかもしれませんが、現実問題、その0.00になってきた状態でも、なおまず鉛公害として認めているのかどうか。あの辺で水道でほとんど恐らく使っているの、あの水を使って、飲料水に使っているとか、あるいは田んぼに引いているとかといううちはないのではないかと思うのです。その辺はどうですか。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 水道につきましては、皆野長瀬上下水道組合の上水道のほうを近隣住民の方は使用しているということでございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 実際にこの鉛のイオン化の問題について、我々飲んでいる今、上水道はどのぐらいの状態であるのですか。これで飲料適格という話になって我々安心しているのですけれども、先ほどのようにちゃんとわかっているのですか、鉛のほうは。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 水質検査につきましては、上下水道組合のほうで定期的に法定で義務づけられておると思えますので、実施しております。別な話で聞いたこともあるのですけれども、よくスーパー等で売っているペットボトルの飲料水より水質検査の項目等ですが、多いという水道法に基づいての検査か

と思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） ということは、鉛のイオン化されている部分はないというふうに解釈していいのですか。町民は安全に飲んでよろしいと、この鉛の部分ですよ。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 税務課長なのですがすけれども、水道をやったことがあるので、水道には月例水質検査と全体の全項目検査というのがありまして、飲料は不適だと、大腸菌だとかできた場合は不適なのですけれども、塩素が入っていて、多分24項目月例で保健所のほうで見てもらったり、場内で上下水道組合のほうで検査していると思うので、そういう心配はまずないと思います。それと、全項目検査といって、もっと詳しく荒川の原水までとって検査することもしておりますので、皆さんに不安をかけるようなことはないと思いますので。

以上、知っていることだけなのですけれども、よろしくお願ひします。

〔「ちょっと待って、議長から承認得たかよ」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 今の税務課長、承認しました。

野原武夫君に申し上げます。質問がもう4回になると思うのですがすけれども。

○8番（野原武夫君） もう終わり。

○議長（大澤タキ江君） ええ、申しわけございません。

〔「申しわけなかねえよ、終わりなんだから」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時01分

再開 午後1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 職員の服装について総務課長にお尋ねいたします。

町では、前年度までは地球温暖化対策と庁舎管理経費削減の一環としてクールビズを実行してきましたが、今年度はスーパービズも加わり、服装がより一層カジュアル化されることが予想されます。しかし、職員の服装は、町民に不快感を与えないようにすることも重要ですが、どこまでを基準とするのか伺います。よろしく。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、クールビズに伴う職員の服装についてのご質問にお答えいたします。

温室効果ガス削減のために職場のエアコン温度設定を28度Cにした環境で快適に過ごすため、平成17年夏にスタートしたのがクールビズとなってございます。期間は例年6月から9月まででしたが、この夏は大震災を受けた電力供給力不足が予想されることから、節電対策の一環として、中央省庁や、その出先機関では開始を1カ月前倒しし、5月1日から始め、終了日も1カ月延長して10月末まで行うこととなりました。町でも節電対策としてのクールビズ、ノーネクタイ運動を5月9日から10月31日まで実施しております。ご質問のスーパークールビズにつきましては、環境省が東日本大震災を受けた節電対策のため、温暖化対策を担当する官庁として、例年以上の軽装を職場に促し、冷房の使用を減らして節電を徹底することとし、ポロシャツやアロハシャツ、Tシャツ、ジーンズ等の着用も許容する方針を明らかにし、6月1日から実施しております。

町職員の服装に関しましては、職員の服装に関する実施要領により、服装のガイドラインを示し、平成15年4月から実施しております。また、平成22年10月には全職員に配付いたしました長瀬町職場接遇マニュアルの中で身だしなみについてのチェック項目を示し、お客様に信頼感を与えられるよう職員に周知しております。服装のガイドラインの基本的な基準といたしましては、町民等から不快感を持たれない服装であること、その中には公務員として安心感の持たれる服装であること、清潔な服装であること、カジュアル過ぎる服装でないこと、過度に華美、派手でなく、刺激的でないこと、2つ目の大きな柱といたしまして、機能的な服装であること、その中には仕事の本分をわきまえた服装であること、不自然な服装でないこととなっております。

ことしの夏は環境省からスーパークールビズの要請があるものと推察いたしておりますが、役場庁舎は夜間電力で氷をつくり、昼間の冷房を行っておりますので、さらなる節電効果は期待できません。そのため、例年のクールビズと同じ対応といたしまして、スーパークールビズ等過度のものについては現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、スーパークールビズということで、行き過ぎクールビズをしないようにしてほしいと思うのです。それで、環境省のほうからポロシャツはいい、アロハはいいということなのですけれども、その職員に配った中には、アロハとかという柄物ということで、華美な柄も、チェックだとか、しま柄というようなのはいいと思うのですけれども、ハワイアンで着るような、そういうものについては環境省の通達があったからといって、それはやめていただきたいということなのですよね。

それから、いろいろ考えてみますと、昔はよく言いますように、教員は教員らしい服装、この人を見れば、「ああ、やぼってえな。これは公務員だいな」というようなことがわかったのですけれども、今はそういうことではないのですけれども、やっぱり服装というのは、人間として相手に対して相手に敬意を表すると、敬うということもあります。それで、もしも役場にいろいろ町民課で言えば、住民票とりました、戸籍謄本とりましたということですぐ帰ってしまうのですけれども、一番の問題というのは、2階だとか、税務課あたりに相談に来た場合に、職員が対応して、それを恐らくこれからも、前年度もなかったと思いますけれども、言われたことをしなかったとか、忘れてしまったというときになってきますと、その「ああ、おれもな、思ったけど、あの服装じゃな、やっぱりだめだったかもしんねえな」ということを町民に与えないようにしてほしいと考えるわけです。それですので、さっきも総務課長が言いましたけれども、はっきり明確にどこまでがいいのだからということ、どこまでを基準とするのかということをもう一度、例

えばマニュアルが配ってあると言いましても、わかりませんので、どこまでを基準だかお答えください。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

基準という先ほども回答の中に、職員の服装に関する実施要領という中で、服装のガイドラインが示されております。その中で、先ほど基本的な事項を申し上げましたが、その中に着用が好ましくないものということで、具体的に挙げられております。それは男女問わずのTシャツ、ジーンズ、トレーニングウェア、トレーナーなどとなっております。それから、女性になりますと、ノースリーブとか、長過ぎる、または短過ぎるスカートとかということでも挙げております。

先ほどアロハシャツというようなご質問でもありましたけれども、先ほどの回答にもございましたが、派手なものということで、一応基本的な事項にも入っておりますので、つけ加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、町民の皆様が見て、「ああ、これなら許容範囲、許せる範囲」ということを職員に徹底していただきたいと思っております。

それでは、2番にいきます。観光客の誘致について町長にお聞きします。長瀨は、埼玉を代表する観光地としてその名を知られております。また、観光協会も法人化され、順調に観光客を誘致すべく活動していますが、今回の東日本大震災からの自粛ムードにより、観光客は大きく減少し、店の売り上げも激減しているとのことです。こうした事態に対する町の取り組みについて伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今春の長瀨町の観光客は、東日本大震災や、これ以降の一時的なガソリン不足や自粛ムードが非常に高まるなどの大きな影響で大幅な減少となっております。各事業者がかつてない大きな痛手を受けているというふうに承知をしております。このような状況ではありますが、朗報の一つとして、先ほどから何回も出ておりますように、フランスのミシュラン社が発行する世界的な評価が高い旅行ガイドブック「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン改訂第2版」に長瀨が埼玉県で初めて掲載されました。この掲載は長瀨にとってまさに天からの恵みでありまして、経済の主産業であります観光業にとっても大きなプラス要因となっていることが予測されるところであります。取材等の窓口になっている観光協会からはガイドブック掲載以降は、例年以上にテレビ取材や旅行誌などの掲載に関する問い合わせがありまして、少しずつその効果があらわれているようだという報告を受けております。今後はこれを契機として、長瀨町はもとより、秩父地域を初め埼玉県地域の有用な地域資源として大いに活用させていただくとともに、埼玉県や各鉄道会社、長瀨町観光協会などの関係機関と連携を強化いたしまして、長瀨の魅力を大いにアピールしてまいりたいというふうに考えております。

また、これは事後報告になりましたが、掲載関連事業といたしまして、去る5月の25日には西武鉄道池袋駅におきまして、埼玉県長瀨町、西武鉄道、秩父鉄道、長瀨町観光協会の合同により「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」掲載記念観光キャンペーンを実施いたしました。また、このほかの関連事業についても、可能なものにつきましては、引き続き具体的に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

また、ことしは長瀬駅、当時は宝登山駅と言ったそうですが、開業100周年記念をやりたいという鉄道のほうのお話もお聞きしております。この事業も予定されておりますことから、こうした明るい話題を大いに活用し、町もこの事業にも積極的に協力をいたしまして、町おこしを始めて頑張っていきたいというふうに考えています。先ほどから何回も申し上げましたように、この「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の掲載は、長瀬観光のスタートだという思いを持ってほしいということを観光業者には再三にわたってお願いしております。基本的に協力体制の強化、これが何より不可欠だというふうに考えておまして、皆さんが一致団結してこの快挙を祝うとともに、頑張るといことがスタートになるというふうに考えているところでございます。ぜひ議員の皆様にもお力をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 観光客の誘致ということで、今、大震災でということで、三船美佳さんが来たときに、何とかのふりかけがおいしいと言っただけで、ふりかけが随分爆発的に売れたということを長瀬の商店街の方から聞きました。それで、今、町長が言ったのですけれども、ミシュランがスタートということは、今ずっともう30年間の間、長瀬町は長瀬町の観光のためにということで、町の一般会計予算から随分とつぎ込んでいるので、今が現在があったからと私はそう思っています。そう思わないと、皆さんの町民の方たちは税金をそちらにはたとえ少しでもつぎ込んでいるのだからということがありますので、今があることは、みんなが一生懸命頑張って観光のためにやったからということで、スタートということは積み重ねで、今これからまた新しく積み重ねなのだよということに、そういうふうに一言加えていただくと、町民の人の胸を逆なでするようなこともないかとも思います。そしてまた、ことしについては、名勝長瀬のブランドを守るために、町予算から観光費として6,500万円強のお金が出ております。そうですので、長瀬町が町長もよく重々言葉では言えないでしょうけれども、長瀬町協力、一致団結ということが、町は上長瀬、長瀬、野上、樋口、波久礼まであって、細長い町なので、なかなか一致団結ということがすごく難しく、お買い物でも何でも向こうに行ったり、こっちに行ったりということで難しいかと思うのですが、観光協会もできて頑張ってもいますけれども、でも、支援したりとか、観光の町ということで言いたいのでしたら、これからも町もやっぱり協力して、そのようにしてほしいなと思いますけれども、観光だけでなく、多くのところに目を向けてやってほしいなと、そういうふうに思います。

長瀬町のこの事態に対する町の取り組みについて伺いますと言うけれども、では議員はどう思っているのですかという、これがわからないからもっといい案があるかなと思ひまして、お聞きしているわけなのですけれども、副町長もちょっとあれなので、副町長にお聞きしたいなと思っています。そのところについて。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 大島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来町長が申し上げているとおり、スタートというのは新たなスタートということで、今まで確かにハード事業においては、かなりの投資をしていますので、これからその投資したものが日の目を見るような形になればありがたいなと思っております。

それから、ちょっと私意味がわからなかったのですけれども、上長瀬から樋口まで平均的に何とかしてくれというお話だと思うのですけれども、観光につきましては、一部地域にどうしても集中してしまうということがありますけれども、観光も商業の一環ですから、商工業の面で町としてはバックアップしてい

きたいと、こういうことを考えておりますので、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、3にいきます。

危険箇所の点検について、地域整備観光課長にお伺ひします。梅雨に入り、東日本大震災の被災地では、大雨に伴う土砂崩れの危険にさらされているとの報道を耳にします。長瀬町地域防災計画の地震被害想定では、当町において最も大きな被害があると予測されているのは、熊谷断層によるマグニチュード7.5の地震で、山間部においてははがけ崩れなどの被害が発生する可能性があると言われております。そこで、早い時期に急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険地区などの点検を実施する必要があると思ひますが、考えを伺ひます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員の質問にお答えします。

早急に急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険地区などの点検を実施する必要があるのではないかとのご質問ですが、現在国では土砂災害防止法により急傾斜地の崩壊や土石流の災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しているところです。このため、当町においては、秩父県土整備事務所で溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある危険区域の地形、地質、土地利用状況について点検、基礎調査を行っておりますので、町内の急傾斜地崩壊危険箇所等もあわせて調査を実施しております。既に岩田、井戸、風布、矢那瀬地区では調査が終了し、岩田、井戸、風布地区においては、結果、説明会を開催するとともに警戒区域等を指定を行いました。今年度は長瀬、本野上、中野上、野上下郷地区を対象に説明会を実施し、その後点検、基礎調査が予定をされております。さらに、井戸地区では急傾斜地崩壊対策工事も予定されておりますので、町としても地域住民の安心・安全の確保のために協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 長瀬町地域防災計画の危険傾斜地崩壊危険箇所が約52カ所、危険地区が約80ということがこの防災計画に載っているのですけれども、本当にこんなにうんと場所あるのでしょうか。それがもう一つ。

あと、先ほど言いましたように、話をして、説明会をしているということですが、これは何でもかんでも載せてしまっておけばいいということで、この数字は載せているのかどうか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

危険箇所数が80余りの箇所数になるので、その数が多いのではないかとというふうなご質問が1点あったかと思ひます。土砂法によります危険箇所数は、町内で89カ所ございます。内訳としましては、土石流の危険箇所が36、急傾斜地の関係が51カ所、地すべりが2カ所というふうになっております。現在調査を行っているということですが、今お話しした89カ所について調査を行っておりまして、繰り返すようですが、風布地区、井戸地区、岩田地区については、既に調査終了しまして、危険箇所等を告示をされているところです。

もう一点、内容の周知についてのご質問だったかと思いますがけれども、土砂法によります危険箇所の調査を行う場合に、秩父の県土整備事務所と町の担当で説明会を開催させていただいておりますけれども、調査を行う前に調査を実施するというような説明会を1回と、調査が終了しまして、その結果について改めて説明会を行うというふうに、結果説明会ということで2回行うことになっています。行政区の回覧等でもお知らせしておりますので、大勢の方に出席いただくように、広報案内等も、また内容を改めて周知徹底を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 私この防災計画見まして、この危険箇所が89カ所ということになってくると、町民に不安あおるようなことを、これを見て「えっ、そんなにあるんかい」ときっとどなたかも驚くと思うのですよ。そうですので、安全・安心で豊かな長瀬町をということを考えて住んでいられるのが一番いいと思いますので、ぜひ地域整備観光課長と県土整備事務所、町が一体となって、こういう大地震の前兆があるかもしれないというようなことを言われていますので、一番いいのは、「大丈夫だよ、大丈夫だよ」ということを本当は皆さんに周知徹底してから、「この危険箇所はこれあるけど、大丈夫なんだよ」というようなことで仕事を進めてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 建築物の耐震化について地域整備観光課長にお伺いします。

当町では、平成22年3月に長瀬町建築物耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化について目標設定をしておりますが、達成状況をお伺いしたいと思います。

また、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及は、町民にどのように行っていくのかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えします。

まず最初の長瀬町建築物耐震改修促進計画の建築物の耐震化についての目標設定の達成状況でございますが、計画では、平成27年度末の住宅についての耐震化率を90%を目標としております。町データをもとに推計した耐震化の現状では、平成21年1月で54.8%と低い数値となっており、自然更新における平成27年度末の耐震化率は62.5%と推計されております。

また、耐震改修促進法第6条第1号に示す多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成22年3月現在、町有建築物が50%、民間建築物が63%、双方合わせて56%となっておりますが、平成23年4月現在の耐震化率は、学校などの耐震改修工事を進めたことにより、町有建築物が63%、民間建築物が75%、双方合わせた耐震化率は69%となり、1年前に比べまして13%の上昇が図られました。平成27年度の耐震化率の目標は、町有建築物が100%、民間建築物は用途ごとに90%または100%の設定されておりますので、今後耐震改修の促進を図るため、支援策などを導入し、目標達成に向けて努めてまいりたいと存じます。

次に、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及についてのご質問ですが、長瀬町建築物耐震改修促進計画中に普及啓発関連の記載がされております。具体的には地震防災マップの活用、2つ目に、情報提供の充実及び相談体制の整備、3つ目にパンフレットの作成、配布、セミナー講習会の開催、4つ目にリフォームに合わせた耐震改修の誘導、5つ目に行政区や自主防災組織等との連携、以上5つの項目に沿った啓発活動が示されておりますので、これによりまして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ありがとうございます。平成27年度の目標が一般民間で90%達成ということなのですが、実質的にはあと4年間の間、1,181戸の住宅、要するに3,859戸が目標に挙げられているのですが、実質あと4年間の間にどれだけ達成できるかわかりませんが、今後の90%の目標を達成できるようにお願いしたいなと思っております。

また、町有建築物に関しては、今回の耐震補強関係が終われば、ほぼ100%に達する見込みだと思っております。

あと、その啓発的、知識の普及的なものが今言われた情報提供の充実等6項目が挙げられていますけれども、実質的にその活用状態が町民の皆さんにわかっているのかどうかということがまず問題だと思えます。パンフレットの作成配布、それとセミナーの講習会の開催、それとリフォームに合わせた耐震改修の誘導等挙がっておりますけれども、実質的にはどのくらいの利用者があるのか教えていただければ幸いです。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えします。

先ほども説明いたしました内容ですけれども、パンフレットの作成ですとか、セミナー講習会の開催等の事業がどのくらい行われているかというような内容になるかと思うのですが、まだこの計画が策定されたのが22年の3月で1年ぐらいになるかと思えますけれども、今のところその具体的な講習会等は行っておりません。27年に計画が達成ということになっておりますので、これからパンフレットや講習会の具体的な実施について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今のご答弁の中で、これからやっていくというようなことでございます。今後の状態をお願いして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、事業継続計画の策定について、総務課長にお伺いしたいと思います。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期再開を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めた計画を策定しておくことが必要と思われそうですが、お考えをお伺いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 事業継続計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

政府は、事業継続計画策定ガイドライン等により、事業継続計画の普及に向けた取り組みを進めておりますが、地方公共団体における計画策定は十分に進んでいないのが実情となっております。事業継続計画は、大規模な災害、事故、事件等で庁舎、職員等に被害を受けても、重要業務をなるべく中断せず、中

断してもできるだけ早急に復旧させるための計画でございます。このたびの東日本大震災によって事業継続計画の必要性は改めて認識されたところでもございますし、当町においても同様でございます。継続計画策定は必要と考えております。いずれにいたしましても、災害や事故等において町の重要業務を実施継続できるような周到な備えは不可欠でありますので、防災計画との関連性とも考慮し、他市町村の状況等も見ながら、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） まず、東日本大震災から今もう3カ月たっております。テレビ等の報道を見る限り、その町の役所の機能が失われた状況は、本当に悲惨なものです。そのためには、やっぱり町の職員、町の役場が壊滅状態になったときにも備えていろいろ策定しなくてはならぬと思います。これはもう平時だからできることなので、そういうことを想定して、早急にそういう事態をやっていただければと思います。組織の体制を確立し、最低限必要な取り決めをしておくということは一番大事だと思いますので、早急に行っていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせてもらいます。ごみの減量化について町民課長にお伺いしたいと思います。環境問題の観点からも、ごみの減量化は取り組むべき事業であります。処理対策ではなく、発生抑制政策を町民参加型で実施していく考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 板谷議員のごみの減量化についてのご質問にお答えいたします。

現在ごみの処理につきましては、秩父広域市町村圏組合が行っておりますが、ごみの処理量につきましては、最近では減少傾向にあるということでございます。このことはごみを減らす意識が高まってきているということも一つであると思われまます。ごみの発生を抑制し、発生したごみについて再使用、再利用することは、個々の住民の方々や事業活動と直接関連してまいりますので、住民、事業者、行政の3者が協力して、廃棄物、ごみをできるだけ出さない社会をつくるために必要なことと感じております。

現在行っている排出抑制対策といたしまして、指定ごみ袋の有料化は、ごみの減量化と資源化の推進に有効になっているものと思われまます。また、生ごみ処理機も生ごみを堆肥化することにより、減量化となりますので、町では購入補助制度を導入しております。さらに、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに、資源の有効利用を図るため、空き缶や紙類などの有価物の回収に対しまして、報奨金の交付事業も実施しております。

そのほか、町民参加型による発生抑制対策につきましては、レジ袋の辞退、マイバッグ運動、簡易包装への協力、不用となったもののリサイクル、そして児童生徒に対しての環境教育、住民の人たちに対しての啓発などが考えられると思います。町のホームページには、ごみの減量化の記事を掲載しておりますが、広く住民の方にも周知する必要性はあると感じておりますので、紙面の都合もございませうが、定期的な広報紙等への掲載も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ありがとうございます。ごみの減量化が徐々に減っているというようなことでございますが、実質的には減っているのは自然的に減っているのかなというふうに感じます。年間目標何トン減らす、何キロ減らすという一つの目標を立てながらやっていくべきではないのかなというふう判断し

ます。その辺あたり町民課長にもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 板谷議員の再質問にお答えいたします。

ごみの処理量の削減目標等の数値化ということのご質問かと思えますけれども、ごみ処理の計画等、広域市町村圏組合等のほうで策定しております。また、その辺に意見等も町のほうから今後やりまして対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 広域のほうでやるというようなことなのでしょうけれども、町自体としてやっぱり考えていくべきかなというふうに思います。ということは、町自体のごみが少なくなれば、その分だけ運搬費等、そういういろんな面での削減につながるというふうに私は判断しておりますので、早急にその辺あたりも考えていただきたいなと思って、次の質問にまいります。

地球温暖化対策について、町長にご質問いたします。低炭素社会を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためにも、地球温暖化対策は必要不可欠と思われまます。長瀨町として地球温暖化対策を計画して実施していく考えはないか伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

地球温暖化対策は、地球規模の問題として喫緊の課題であります。CO₂など温室効果ガスを削減して、低炭素社会を実現するためには、産業界、行政、住民、すべての分野で今の社会の仕組みを考えを直すとともに、ライフスタイルも変えていく必要があるのではないかと考えております。

さて、町としての対策をということでございますが、住民の方向けには現在自然エネルギーの推進活用として、住宅用太陽光発電補助やCO₂排出削減として、高効率給湯機器設置補助、生ごみ処理機の購入補助、ソフト面では廃棄物、ごみの排出抑制の啓発などを行っております。また、小中学校への太陽光発電装置の設置や役場庁舎での深夜電力の活用、公用車のエコカー、ハイブリッドカーへの転換、事務用品の環境ラベルの商品購入なども行っているところでございます。さらに、CO₂の排出削減として、森林保全対策についても今後一つの町のレベルではなく、大きな問題として考えていかなければならないものと考えております。宝登山に今8町歩の植栽をいたしました。そのことも今考えてみると、CO₂の削減、それから地球規模での震災対策につきましても、針葉樹にかえて落葉樹を植えて、地域の保全を守ることについては間違っていなかったなというふうに考えているところでございます。また、町といたしましては、今後ともCO₂削減に効果が期待されますさまざまな事業を展開していくとともに、住民とともにできる省エネ対策、ごみ減量化対策などにつきましては、広報やホームページ等で紹介していきたいと考えているところでございます。いずれにしても、自然にほっといてよくなるということはない。町が主導して皆さんにご理解をいただいた上で協力をいただくということが前提ではないかというふうに考えているところでございます。皆さんにもご協力をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ありがとうございます。埼玉県でも一応はエコアップ宣言という一つのものを行っているように聞き及んでおります。その中では、やっぱりCO₂削減の目標を掲げながら、毎年毎年そ

のパーセンテージを低くしていくというような考え方のもとでやっておると思います。ただ、めくらめっぽうにやるのではなくて、やっぱりそういうようなことを考えながらやっていくべきだというふうに思っております。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 一般質問させていただきます。

1番、節電の具体策と実行体制について、総務課長にお伺いいたします。3月11日に発生した東日本大震災と原発事故により、この夏は15%以上の節電が求められておりますが、当町ではどのように進めていくのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） この夏の電力需給対策についてのご質問にお答えいたします。

庁舎につきましては、計画停電以降、住民サービスに支障のない範囲で照明の間引きや利用に応じた点灯を行うなど節電に努め、効果を上げていただいております。国では夏の時期の電力需給対策を定め、大口需要家、小口需要家、家庭の部門ごとの需要抑制の目標を15%と決めました。これは7月から9月までの平日のピーク期間、時間帯であります9時から20時における使用最大電力の抑制を図るものでございます。町ではその目標を確実に達成するため、庁舎における節電目標を15%とした節電対策を定め、庁内に通知し、町の公共施設においても利用者に配慮しつつ、この計画に準じた対策を実施するよう求めてまいるところでございます。

主な節電対策としては、照明を住民サービスや執務に支障のない範囲で間引きや利用に応じた点灯、消灯を実施するとともに、LED電灯などの省エネ型電灯への交換を進めていく。空調につきましては、冷房設定温度を28度Cとし、扇風機を併用して空調効率を高めるとともに、日射や熱を遮るために日中であってもカーテンを閉める。使用していない場所の空調を停止する。クールビズの早期導入と期間延長をし、5月9日から10月31日まで実施するというところでございます。また、OA機器につきましては、パソコン画面の明るさを落とすとともに、使用しない機器の電源をオフにし、プラグをコンセントから抜く。節電の一層の取り組みを図るため、ノー残業デーを実施する。エレベーターにつきましては、利用される皆様にご協力をお願いいたします。以上のような取り組みについて来庁者の皆様の協力、ご理解をお願いいたします。このような対策を実施することで、節電の目標を達成させるとともに、経費節減に努めるよう職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。なお、町民の方には、役場庁舎等の節電対策を紹介し、ご理解いただくとともに、引き続き可能な範囲での節電をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） いろいろと検討していただいているようでありますけれども、もう少し詰めをした状態でやっていかれることを考えておまして、それでは改めて再質問、再提言的にしたいと思います。

先日副議長に就任させていただいてから、各近隣の町村にあいさつに回らせていただいたときに、節電を高める上から、非常にエレベーターはもう電源が切ってあったり、それから通路は非常に暗くなっているというような状況で、一部雨の日だったので、手探りとまでいきませんが、そのぐらいに必要なところもありました。こんなに徹底しているのかというふうなことを感じながら、よそのほうのを見てきたのですけれども、長瀬におきましては、とりあえずエレベーターも来庁者へ遠慮を願うようなことを言っておりますけれども、そのエレベーター前にも一応協力へのお願いというようなものも何もない状態ですよ。そういうふうなので、結局その一つの呼びかけ、訴え、いろんな形でエレベーターにしてはやってほしいと思います。

それから、廊下等につきましては、1階には非常に明るい状況になっていますけれども、通路なんかはまだもう少し落とせるのではないかなときょうあたり通っても感じます。

それから、実際のところなかなか気づいても、人のためにつけておくということがあるのかなのですけれども、各課または各階に節電担当者というふうなものを設けまして、そのチェック表をもとに、照明である、また結局ないのにパソコンがついているとかいうふうなことをいろいろとチェックする担当といえますか、そういうふうな者を設定することも必要だと思うのです。そういうふうなことによって、節電がより徹底すると思うし、そういうふうなことで町民にも訴えていただきたい。各家庭にあってももちろん協力し、やっていかなければならないことでありますけれども、節電対策というのは非常に経費の節減にも逆につながってきます。そういうふうなことからも含めて、もう少し徹底したことを話し合いをして設けていただきたいなというふうに思います。ぜひ節電チェック表、節電担当者、そのような者を設けてさらに徹底していかれるよう思うのですけれども、総務課長、いかがでしょう。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお答えさせていただいたところで、一部不明なところがあったかと思いますが、再度細かいところを決めてからというお話だったと思います。具体的には、方向性として今のところお示ししているところでございます、これから細部についてはまだ検討して、正式に始めるのはもうちょっと先になってくるかと思いますが、それまでにその辺の有効的なやり方というのですか、その辺も検討させていただきたいと思っております。

また、先ほどのどなたかのご質問にお答えいたしましたけれども、こちら役場庁舎につきましては、夜間の電力を利用いたしまして、それを氷でやっておるわけなのですけれども、その氷をつくって昼間の冷房に対応してございます。そういったところからして、大分今でもその節電にはなっているかと思えます。そのため例えば28度という形の、もう少し上げてもいいのではないかというところもございましたが、28度で基本的にはいこうということにもなっております。いずれにいたしましても、まだ細部については詰めておりませんので、先ほどのチェック表とか、担当者につきましては、これが決まりましたら、各課のほうに通知等をいたします。それによってやっていただくような形をお願いしたいと考えております。細部につきましては、まだこれからということで、いただいたご意見を参考に進めさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 私はこの質問を2週間前に出しました。ですから、もう細部についても十分検討さ

れて、きょうはしっかりと発表できるかと思ったのですけれども、これから検討するというふうな回答であったので、非常にがっかりしてしまっているのですけれども、ぜひもう決めていないことは決めていないのでしようがないのですけれども、ぜひ質問も2週間も前に出して、いわゆる提案しているのです。ですから、そういうようなことも含めて、きょうはしっかりとした回答を発表していただきたい。細部のことも聞きたかった、そのように思うわけであります。ぜひそのような方向に向かって、今週中にでも決めたいぐらいの状況でやっていただきたいと思います。どうです、総務課長、今週中にでもやりますか。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、再質問にお答えいたします。

すぐということは考えておまして、今までお話しさせていただいたものにつきましては、これが細部というところというのは、一部細部のところですが、それがまだ詰まっています。早急に近々各課のほうに通知したいと考えております。

なお、ことしの4月、5月につきましてはこれが対前年度との使用電力との状況でございますが、4月につきましては、昨年22年度と比べまして、約18%、これが役場庁舎全体の使用電力という形になってございますが、18%の減、それから5月につきましては25.7%の減という形であらわれてございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 補足をさせていただきます。

今、課長のほうから答弁があったとおり、昨年と比べて18%、4月。5月25.7%今節電に努めているところでございます。なおかつ、さらに節電するためには、先ほど申し上げたとおり、パソコンの電源だとか、さらにやっていこうということで、課長のほうで職員のほうに現在周知しているところでございます。

それから、役場だけが節電しても、当町の節電が15%以上になるということはありませんので、どうかこの役場の節電対策を町民にアピールいたしまして、町民にご理解をいただいて、例えば扇風機とエアコンの共用等具体的な節電の方法を示しながら、町民の皆様には節電のお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 2番目の質問にいきます。

小中学校入学祝金について、教育次長にお尋ねいたします。小中学校の入学祝金は、4月14日に専決処分により予算措置され、支給されましたが、5月の臨時会や6月定例会に補正予算案を提出してからでも十分間に合ったのではないのでしょうか。なぜ急ぐ必要があったのか、その経緯をお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 今年度から実施導入いたしました入学祝金支給事業について、5月10日に開かれました臨時会でのご承認、ありがとうございます。臨時会の際にも申し上げましたが、4月28日に対象家庭すべてに支給することができました。なぜ急ぐ必要があったのか。5月臨時会、先ほど言いました10日、6月定例会、本日でございますが、その際の補正要求でも間に合ったのではないかとというご質問ですが、教育委員会としましては、この事業、3月下旬時点で実施を決定いたしました。また、今年度、平成23年度からの実施であること、入学祝金という時節的要素の強い内容であることから、祝金の支給を4月中に実施するのが適切と考えたため、臨時会や定例会に提出するのでは間に合わないため専決をお願い

したものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 5月の10日の臨時議会のときには、ちょっと質問しましたけれども、日程的な流れとかいう細かいものが非常に手持ちの資料がないというふうなことから、詳しく聞けませんでした。後に資料をいただきまして、見させていただいたのですけれども、この支給要綱というものが決定されたのが3月28日なのです。それで、保護者各位に通知を出したのが23年4月という日付であって、何日という日にちは入っていない文書が出されていますね。こういう公文書があるのか。それから、4月11日には、小中学校の校長あてにこの文書を、文書というか、支給に関する口座等を書いた書類を提出してくださいというふうなことでありました。それで、14日になって、いわゆる予算がまだ成立していない、予算も決められていない、予算もないのに支払いの決定がなされて、結局各家庭に文書が通知されたということは、非常に事務的にいかなものかということを感じるわけです。こういうふうなことがまかり通って行って、結局財政的に調整するために専決処分をしたというふうな理由が前回述べられましたけれども、確かに時期的に4月というのは、非常に適切な時期だったかもしれないけれども、とにかくその最初の3月の議会のときにも、6月議会というふうなことを町長の答弁の中にもありましたけれども、そういう中でやっていたらというふうなことであったわけです。それが結局この日にち的にも予算措置がされていないのに、いろんなことがされている。支給決定要綱が決定され、また保護者にも通知が出ている。そのような事務手続上、そういうふうなことが公文書としていいのかどうか、検証する必要があると思うのですよね。そういうことから今回質問を出させていただいたのですけれども、その辺の公文書の扱いについて、総務課長はどういうふうに考えますか。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今ご質問のその公文書の問題等々につきましては、私は承知をしておりますが、とにかく中学の入学に関して非常に多額の準備がかかるということ、それから東日本の大震災があって、ランドセルを買うのも大変だというような、そういうこととオーバーラップいたしまして、ぜひこのことにつきましては、3月の議会でもご質問があった、そのこともお聞きして驚いたわけでありまして、認識不足と言えば認識不足でございますが、せっかくそういうことが大変だという意思を私たちも共有したわけございまして、そういうことであれば、とにかく4月のうちにその入学祝金を出したいという私の切なるお願いを教育委員会のほうにしたわけでありまして、そして、28日ということだそうでございますが、各その父兄の口座に振り込んだ。お金を出せばいいということではありませんが、大きな負担がかかるということは被災地のみならず、この長瀨町でも同じ思いを親がしているということを考えますと、やはりお祝いをその入学の月にやるということは当然のことだというふうに私は考えて、教育委員会を督励したわけございまして、手続上に問題があるとすれば、これはちゃんとしなければいけないというふうに今質問を聞いて思ったわけでありまして、そのことについては、担当の課長から答弁があると思っておりますが、そういうことで悪意があってやったわけではないということをご理解をいただけたらと思います。いずれにしても270万円という総額でございました。学校の耐震工事も予算が組めたということだから、今年度からやりたいということで、それは2番の村田議員からも「継続して当然やるんでしょうね」という質問がありましたよね。「それは当然やります」というお話を申し上げて、ご理解をいただいたというふうに考えております。邪道で悪意があってやったわけではないので、ご理解をいただけたのではないかと、そういう

ふうに思っているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 新井議員のご質問にお答えさせていただきます。

支給要綱が作成されたのが3月28日、校長あてに口座等を照会されたのが4月11日ということで、公文書としてどうなのかというご質問でございますが、支給要綱を当然その要綱ができて、その後実際執行するときに予算がないと、それはまずいとは思いますが、この要綱につきましては、余り好ましいものではないかもしれませんが、違法ということでもないのかなと私自身はそういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今好ましくないとか、超まずいと思うというふうな意見がというか、回答がありましたけれども、実際それだったら専決処分をもっと早目にすればいいことですよね、日付的に合うわけですから。でも、結局それもされないでいて、やった日にちが結局支給した日にちは確かに専決処分後ですけども、もうその結局いろんな通知を出していることが、もう予算もない。予算づけがないものを結局支給決定しているということは非常に問題になってくるというふうなことで、別に私は内容が悪いのではないですよ。支給したことが悪いのではないのですけれども、ただ、そういうふうな点で、しっかりと事務段階、事務当局は点検した上で、財政の運用、財政の支出、そういうものに当たっていただきたいという上から質問を重ねたわけでありまして。ただ、好ましくない。好ましくないけれども、やってしまったですか。好ましくないけれども、やってしまったと総務課長、言いますか。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 要綱の話で今好ましくないのではないかとということでご答弁いたしましたけれども、要綱私もよく見ていないので、はっきりわかりません。基本的にそういう方向性でいっていいのかどうかということで要綱あたりを決めているケースというのは多いかと思えます。ただ、先ほど言ったように、執行する上では当然予算がないとできないことですので、その辺の施行日とか、そういうものがちょっと見ていないので、はっきりわかりませんが、どうだったのかというのは、ちょっと再度見ないとはっきり申し上げられないところで、今最初に好ましくないのではないかとすることは申し上げてしまっていたことについては、ちょっと軽率だったかなと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 予算づけがないのに出してしまった。数値を出してしまった。支給したのではないから、合理的にはなっているのでしょうかけれども、ぜひこれからこういうふうなことが専決処分でなされていくと、単なるその財政調整的なことで支出するということではやることではないと思うのです。最初の理由がそうでしたけれども、ぜひしっかりと検討した上でこういうことはやっていかないと、専決処分の乱発になっていったときには非常に問題出てくると思うのです。もうそれが確かに不承認になったとしても、無効にはならないのですけれども、内容的に私らはみんな議員はその入学祝金が出せるようになったということについては、人数が減ったということについては喜ばないのですけれども、内容的に支給ができるようになったというのは、一つの前向きな方向になっていったというふうなことで喜んでいるところでありまして。ぜひその事務手続上や何かに関してしっかりと検討した上で、これからの行政に当たっていただきたいということを思います。よろしく願いいたします。

それから、続いて、3番のほうへ移らせていただきます。特別養護老人施設の増床について健康福祉課長にお尋ねいたします。ことし1月24日、社会福祉法人長瀬福祉会から要望のあったショートステイから特養への転換については、入所待機者が多いことや県の理解があるにもかかわらず、町が受け付けない扱いをしました。この法人の経営内容が向上すれば、町が毎年300万余り支出している施設運営事業費を軽減することも可能であると思います。なぜこうした扱いになったのか、またこれからの対応についての考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員のご質問にお答えさせていただきます。

長瀬福祉会は、平成12年4月、特養50床、ショートステイ20床、デイサービス23床等で開所した施設であり、11年が経過したところでございます。途中介護報酬の改定などもあり、定員50人では運営が厳しいとのことで、県の増床計画に基づき、平成19年度事業として議員皆様のご理解のもと、29床の増床を行わせていただいたことは記憶に新しいところでございます。おかげさまで理事、職員の努力により順調に運営されております。

さて、ご質問のショートステイの特養への転換でございますが、埼玉県で作成している高齢者支援計画第4期介護保険事業支援計画で、圏域ごとに特別養護老人ホーム等の整備計画数を設定しておりますが、秩父圏域内での整備枠は既に整備済みとなっており、計画を超える整備については、原則認めておらず、町と調整ができ、町の要望があった場合に限るとされ、今年度の整備計画通知でも、急速な高齢化とともに、ショートステイの必要性も高まっているため、地域の需要と供給の実情等により慎重に判断することとございました。

町といたしましては、当然町民全体のことを考慮する必要があり、既に人口規模から見ましても、町全体での入所施設は特養79床、老健81床、グループホーム18床で、合計178床と整備率の高い秩父地域の中でもさらに高いものとなっております。また、ながとろ苑の待機者のお話もございましたが、待機者の約半分が長瀬町の方で、その中のさらに半分の方々は、比較的介護度も低く、まだ在宅希望で入所保留となっております。前回の第4期介護保険事業計画を作成した際のアンケート調査でも、高齢者本人の意向としては、できる限り在宅で生活したいが6割以上と調査ごとに多くなっており、町としましても、ヘルパー派遣やデイサービス、ショートステイの利用に力を入れ、少しでも長く住みなれた地域で家族等と過ごしていただけるよう在宅福祉の充実を図っていきたくと考えております。そのためには在宅サービスを支援する立場からも、介護者が急な用事で外出が必要になったときに、いつでも利用できるということは、大きな心の支えになり、精神的負担の軽減を図ることができると考えますので、ショートステイは大変重要なサービスの一つであると認識しております。

また、要望のあったショートステイの11床を転換してしまいますと、必要時にショートステイを利用することができなくなり、サービスの低下が予想されるとともに、町内者の入所率が高まるため、介護保険財政が逼迫し、保険料の引き上げに影響してまいります。このため高齢者や介護者へのアンケート調査や介護事業所へのヒアリング等を行い、次期計画の策定時に必要数を精査し、十分検討した上で実施していきたいと回答させていただいてあります。

さて、ながとろ苑の経営状況でございますが、29床増床したことにより、上向きとなってきており、中でもショートステイの利用率は一時は低迷しておりましたが、上昇してきております。ながとろ苑も開設から11年が経過し、今後は補修箇所等も出てまいりますので、総合的に安定した運営ができるよう、さら

に経費の削減に努め、しっかりと運営していただき、町で支出している地代につきましても、行く行くは長瀬町福祉会で負担していただくことになっております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 大体予想した回答が返ってきたのですが、長瀬町で第4期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画というのを発表しまして、それに基づいて進められているところあるわけですが、その中の記述によりますと、総人口は緩やかな減少傾向にあります。しかし、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、平成21年度には2,260人、平成26年度には2,398人と138人増加するものと見られます。そのため総人口に占める高齢者の割合でも、増加傾向が続くと見られ、高齢化率は平成21年度には27.4%であるが、平成26年度には31.6%になると推計されているというふうなことであります。

そういうふうなことから、確かに先ほどベッドの増について見込まれて、当初計画に22年度、23年度は入っていなかったというようなことでありますけれども、結局この前々からショートステイが先ほど利用者が上向きになってきているというふうなことでありますけれども、私の持っている資料では、平成17年度に13.1、次が11.9、19年が12.9、11.3、平成21年度に関しては8.8というふうなことで、減少傾向にあるわけです。先ほどは上向きだというふうに言われましたけれども、11床があいているわけです。そういうふうなことからいうと、非常に10床余りがあいているということは待機者に町内が半分使って、またさらに町外の人が使うにしても、非常に有効に活用できると思うのです。せっかく施設をつくったわけですから、そういうふうな形で、もう10年たつわけです。ですから、そういうふうなことで、あいたままで10ベッドもあけておくのではない。待っている人がいっぱいいるのだから、その辺のところを前向きに考えて、持ち出しが確かにふえる。でも、結局県のほうがことし年度末近くになってきてから、結局もし町の理解が得られれば承知しますよというようなことをささやいてきたふうな状態なのです。ですから、結局そういうふうなことに関しては、申請すれば通りやすいと。結局何の費用もなく、ショートから特養に負担増はありますけれども、その手続的に負担、費用はかからないというようなところもあったわけです。

ですから、そういうことで、早期に先ほども持ち出しがやがてなくなるだろうと、持ち出しがなくなるためには、やっぱりそういうふうなベッドの有効利用、それから待機者の安心、また世話する人、家族の安心というふうなものを含めて考えれば、十分にその話に乗って検討してみることも必要だったのではないかと私は思うわけです。そういうふうなことで、余り指定したこと、決めたことを変えたがらないという状況が見受けられるのですけれども、しっかりといい話には乗って、そして結局改善していくことというのはすごく大事だと思うのです。そういうふうな上から再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど村田議員の質問の中でも町長のほうの答弁で、計画を上回るペースで高齢化が進んでいるという話がありました。この計画の中では、平成23年度で28.5なのですけれども、もう既に29.1ということで、26年度はこの計画ですと31.6ということですが、緩やかな人口の減少とともに、団塊世代の65歳以上の高齢化ということも始まりますと、この31.6はまたさらに高くなると心配しているところでございます。

先ほどショートステイの利用の状況のお話でしたが、確かに新井議員さんがおっしゃるように、21年度までは減少しておりました。21年度が年間平均8.8人ということだったので、平成22年

度は平均13.6ということになっております。これは定期的にながとろ苑のほうから町のほうに報告いただいている数字で、これは平成22年度終了したときにいただいた数字でございます。20人のうちの13.6人使っているということになりますと、やはりこれで11床転換してしまった場合は、全然あきがない。逆に不足するような状況になりますので、在宅をこれからさらに続けていくというのは、いろいろと不安感が出てくる部分だと思います。

先ほどの11床転換した場合の費用の関係ですけれども、今のながとろ苑に79床中、4月現在で76床分入っているわけなのですけれども、そのうちの長瀬町の方は48人で63.1%を長瀬町の方が占めております。この割合で11床を使った場合は、長瀬は7人入ることになります。平均の介護度などもありますけれども、3.8ぐらいになっておりますので、3から4の度合いですと月30万以上かかります。これを7人で計算しますと、大きな2,520万年間かかることになります。1割が本人負担ということもありますので、差し引きましてしましても、かなりの保険料の引き上げや、それから最低でも町の負担分12.5%がありますので、この12.5%だけでも300万近くになってまいります。ですから、計画を立てる際に、大体どのくらいの使用があるだろうということややっていくわけなのですけれども、それを大きく変わる増床というか、増員、それすることによって費用がかなりかかってまいりますので、ながとろ苑さんにも今度の計画の中のときに事業所にヒアリングや介護者や、それからアンケート調査などを行って、それでも必要な場合は検討しますということでも了解も得ておりますので、町としましては、今度の計画を立てる際に改めて検討させていただく。先ほども話しましたように、全体では長瀬町の場合は老健もありますし、グループホームも去年度増床9人しましたので、ほかのところと比べると、かなり整備率は整っていると考えております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほどショートステイについて、13ですか、いうふうになってきたというふうにありましたけれども、13.6、ではそのうちふえてきたロングステイというのは何人なのか。ロングステイがふえたことによって、その数がふえてきた。結局入所できないからロングステイという対象で一時的に入って、また出ているというか、そういうふうなことがされていることも聞きますので、その辺のことも含めてやっていきたい。私もこれ今回が最後の3回目の質問でありますので、24年度から5次の計画が立てられるかという状況になるかと思うのです。確かに今、支出面で非常に辛いというか、数字が出てきましたけれども、その分いろいろ費用かかっても、いろんな形で高齢者家庭、また高齢者の家族、そういうふうな人たちも大いに助かるわけですし、またその町内の人たちの働き場にも、雇用にも影響してくると思いますので、そうそう町からの支出ばかりがふえたということではなくあると思うのです。そういうことから含めて総合的に、ロングステイをまず答えていただきたいことと、24年度以降の計画にしっかりと盛り込んでくれることをお願いしながら回答を求めて終わります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ロングステイの関係ですけれども、申しわけございません。平成22年度はちょっと数値的に報告いただいた中にも入っておりませんでしたので、ちょっと把握しておりません。要望書が出たという話を先ほどされましたけれども、その要望書をいただいた時点では、平成21年度までのそのショートの利用状況が入

っております。その中で21年度はロングステイ、1人でございます。8.8人平均で使っている中で1人ということになっております。

それから、次の計画で必ず盛り込むということでも申しわけないですが、ありません。実情を調べさせていただいて、アンケートなどをやらせていただいたり、ヒアリングをさせていただいて、皆様のご意見を反映した上で、保険料といいますと、40歳から上の方が該当してまいります。65歳以上の利用できる方だけではなくて、若い方の負担もいただいておりますので、増床をするということは、そういう保険料の引き上げに伴ってまいりますので、年金生活の方ですと本当に大変な方もおりますので、そこら辺よく検討させていただいた上で、盛り込む必要がある場合は盛り込ませていただきます。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後3時10分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第18号から議案第24号までの7件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

東日本大震災の被災者等の軽減を図る等のため、固定資産税の措置並びに個人住民税に係る特例措置を緊急に講ずる等の必要が生じたため、長瀨町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にありましており、東日本大震災関連の条例でございます。長瀨町税条例の一部改正は、東日本大震災の被害が未曾有であることにかんがみ、緊急に被災者を支援するために、税制上の対応の第一弾として、新たに附則の3条を加えるものでございます。

主なものは、個人住民税の雑損控除の特例や住宅ローンの減税の適用の特例等、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について緊急の対応として行うものでございます。

それでは、平成23年5月11日に専決処分いたしました長瀨町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。恐縮でございますが、お手元にご配付してあります別紙の長瀨町税条例の一部を改正する条例で説明させていただきたいと存じますので、1ページをごらんください。

初めに、東日本大震災の税法上の定義として、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうとされています。

次に、第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございますが、現状にある税制について新たに特例を設けたものでございます。雑損控除でございますが、震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害や火災など人為による異常な災害、その他盗難、横領によって住宅や家財に損害を受けた場合受けられる所得控除のことでございます。同条に所得割納税義務者とありますが、住民税には均等割と所得割があり、所得割を納付している納税者が選択により雑損控除と災害減免のどちらか有利なものを選ぶものでございます。平成22年分の所得をもとに課税する平成23年度分の住民税でも同様に特例を設け、通常はその損失を受けた年の所得が控除対象になりますが、今回の特例は減税の恩恵を1年前倒しで受けられるようになります。また、雑損控除については、同震災に限りその年分の総所得金額等から控除しても控除し切れない損失額について繰り越し控除可能期間が3年から5年に延長されました。なお、所得税の確定還付申告をすれば、住民税の申告は不要となります。

また、条例34条の2において、所得控除の適用を受けた者は、平成24年以後において平成23年において生じなかったとみなす規定でございます。

次に、第2項でございますが、平成24年以後に所得控除の適用を受ける者は、平成23年とありますが、当該特例損失金額が生じた年とするものでございます。

次に、第3項でございますが、第1項と同様に、所得控除適用について納税者と生計を一にする総所得金額が38万円以下の配偶者や親族についても同様に特例損失を受けた場合に、親族資産損失額として雑損控除の適用を受けることができ、所得割の納税義務者と同様に、平成24年度以後の年度分においても、平成23年において生じなかったとみなす規定でございます。

次に、第4項については、親族資産損失額について、第2項で所得割納税義務者に規定しているものと

同様に、適用年について当該親族資産損失額が生じた年とするものでございます。

次に、第5項でありますが、雑損控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこの特例の適用を受ける旨の記載をする必要があり、またこの法律の施行日前に平成22年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から1年間この適用を受けるための更正の請求を受けることができます。

次に、2ページをごらんください。第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でありますが、いわゆる住宅ローン控除で、住宅ローン等で新築等をした場合、所得税の税控除制度でありますが。控除期間は10年となっておりますが、町民税に関しては、所得税で引き切れない税額がある場合に控除できることとなっております。通常住宅が滅失した場合には、控除対象外になりますが、今回の震災特例では、被災後残存している未控除期間についても控除対象となるものでございます。

次に、第24条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等がありますが、大震災による滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を被災後10年分については、当該土地を住宅用地とみなし、軽減する被災住宅用地の特例措置でありますが、住宅用地とみなすための申告方法について定めてあるものでございます。住宅用地の特例措置とは、住宅用地の面積により小規模住宅用地特例で課税標準額が6分の1で、面積要件200平米までと、一般住宅用地で課税標準額の3分の1で、床面積の10倍まで課税標準額を下げる制度でございます。この特例の適用を受けようとする者は、当該年度の初日に属する年の1月31日までに第1号から第4号までに掲げる事項を記載した申告書を町長に提出するものでございます。

次に、3ページをごらんください。第2項については、税条例の第74条の住宅用地の申告は必要がないという規定でございます。

次に、第3項についてですが、特定被災共用土地の住宅用地特例を受けるために、第1号から第5号までに掲げる事項を記載した申出書を町長に提出することを定めたものでございます。

第4項については、土地区画整理事業など特定共用土地とみなされた仮換地申し出等の読みかえ規定でございます。

最後に、附則でありますが、この条例の施行期日、適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、今回の改正は、冒頭でも申し上げたとおり、東日本で大震災の被害に遭われた方に緊急の対応と復興支援策の中で、税制で対応すべき施策等を第一弾として、復興を円滑に進め、将来への安心と負担の軽減を図るものでございますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり承認されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第19号 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第19号 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、特別休暇の上限日数を引き上げ及び対象地域の拡大をしたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第19号 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、県の参考例に基づき、国同様、特別休暇の上限日数の引き上げ及び対象地域の拡大をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容でございますが、別添の議案第19号の参考資料の読みかえ表をごらんいただきたいと存じます。読みかえ前の条例第14条第2項第21号中、5日を、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日と読みかえるものでございます。

そのアでございますが、地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地を、東日本大震災の被災地と限定し、その周辺の地域に東日本大震災の被災者を受け入れている地域も対象に加えたものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則でございますが、第1項で、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項で、この条例の読みかえ規定は、平成23年12月31日限りでその効力を失うものでございます。そのため、効力を失った後は、読みかえ前に戻るものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、この改正案が出てきて、ちょっと質問なのですがけれども、この震災が起こったときに、町長が長瀨町という同名のところから救助の要請があったという、それで町長はそこへ行って、

思ったよりすごかったという感想を述べたのを私も聞いて、この改正が行われて、長瀬町の職員の中で、その被災者にボランティアでお手伝いに行こうというのがあるのか、またもう行ってきたのがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 職員の中で行ってきた人はおります。これから今計画をしている人もおりますし、赤十字奉仕団でも最近おいでになるという話聞きました。ここにいる課長さんも向こうへお手伝いに行ってきたという話は聞きました。テレビ等で見るのよりははるかに悲惨だという思いをしました。ただ、やっぱり現地にいる人間は年をとればとるほど、自分の今まで住んでいたところに住みたいという切なる思いがあるというのは深く感じました。それと、町のいわゆる行政の中核であるべき町の庁舎が壊れる、亘理町というところなのですけれども、その町も庁舎が古くなってどうしようかと考えているうちに地震に遭って、機能不全になった。プレハブをつくってやっていたけれども、本当に仕事も能率が上がらないし、義援物資はいっぱい集まると、集まったものを置くところもないような状況で、分別もできないというような状況で、別のところを借りてやっているというようなことがあって、私たちがテレビ等で見るのよりはるかに悲惨な状況、なれなかったという部分もあるのでしょうけれども、なれる仕事とか、なれないとかの問題ではなくて、こういうことは起きないほうがいいなというのをつくづく感じ、秩父、長瀬町は特に問題が起きなかったということは天の恵みなのではないかな、そんなふうに思っています。これからも真剣に対応していきたいと考えています。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 多分国がこういうのを制定すると、県が、それに動じて長瀬町でもというふうなお考えかと思うのですが、反対ということはないのですが、今、関口議員が最初に一般質問でやった災害対策についてというふうなことも関連するのですが、町長は以前発言されたところで、長瀬町は自然災害に強い町だというふうなことをおっしゃいました。5月の臨時議会のときです。それは確かなのですが、それはあくまでも地盤的なもので、ハード面で強いかどうかということを見ると、ちょっとまだ実際そういうことが起こっていないから、なかなかまだ今それを策定中というふうな、議会でもそういうことだったと思うのです。長瀬町として、町として職員を派遣した、またはボランティア休暇をとって、その現地に行かれたという実績があるかどうかなのですが、もし多分それはいいのではないかなと私は想像しているのですが、あったとしたら、ああ、もうそういうのを町でやっているのだと。なかったとしたら、この条例をかえたというふうなことで、12月31日が終わった時点で、長瀬町ではたとえ2日間でも職員がボランティア休暇をとって行ってきましたというふうなことなら、大変いいことかなと思っていますが、また12月31日過ぎてのぜひご報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 回答はよろしいですね。

○2番（村田徹也君） はい。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成23年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

非常勤職員の一部に育児休業を認めることとした地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われたため、現在該当者はいないものの、今後のことを考慮し、県の参考例をもとに国同様に改正したいので、この案を提出するものでございます。

議案第20号の参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、恐れ入りますが、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第2条でございますが、法律の改正により、育児休業することができない職員をできないと規定するこの条文に、以外の非常勤職員として第3号を加えるものでございます。否定の否定ということで、アからウの者は育児休業できることとなるものでございます。

まず、アでございますが、アは、(ア)の任命権者を同じくする職、「特定職」に引き続き在職した期間が1年以上である者で、(イ)の子の「1歳到達日」を超えて特定職に引き続き在職する見込みの者と(ウ)の勤務日の日数を考慮して町規則で定める者のいずれにも該当する非常勤職員でございます。

また、イは、第2条の2、第3号に掲げる非常勤職員でございます。

また、ウでございますが、任期の末日まで育児休業しようとする非常勤職員で、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業しようとする者でございます。

また、その裏のページになりますが、第2条の2でございます。非常勤職員が育児休業することができることとしたため、そのできる期間の末日についての規定を1号から3号として新設するものでございます。

第2号、第3号以外の場合の第1号でございますが、子の1歳到達日でございます。また、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合の第2号は、子が1歳2か月に達する日でございます。1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次のページのアの非常勤職員又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合で、かつイの子の1歳到達日後に育児休業することが特に必要と認められる場合として、町規則で定める場合のいずれにも該当する第3号の非常勤職員は、1歳到達日の翌日から1歳6か月に達するまで、それまで育児休業することができることとなっております。

第2条の3でございますが、前条の第2条の2が追加されたため、条が繰り下がるものでございます。

第3条でございますが、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情といたしまして、第6号、それから次のページになりますが、第7号を加えるものでございます。

第6号でございますが、第2条の2第3号の場合に該当することで、第7号は、任期の末日までに育児休業をしようとする非常勤職員が任期の更新又は採用に伴いまして、引き続き育児休業をしようとするものでございます。

第19条でございますが、今回の育児休業法の改正前は、部分休業することができない職員に含まれていた一部の非常勤職員に対し、今回の法の改正で、部分休業を認めることとしたことを受け、部分休業することができない職員を規定するこの条文に加えるものでございます。

第1号でございますが、第2号の追加に伴う規定の整理で、1号の規定の短時間勤務職員は、引き続き部分休業できないものとするもので、第2号は、アの特定職に引き続き1年以上在職した非常勤職員及びイの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、町規則で定める非常勤職員のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員を追加するものでございます。そのため、アとイのいずれにも該当する非常勤職員は、部分休業ができることとなります。

第20条でございますが、非常勤職員に部分休業を認めた育児休業法の改正に伴うもので、第1項は規定の整理となっております。正規の勤務時間を勤務時間条例第8条第1項の規定する正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、非常勤職員について定められた勤務時間）に改めたものでございます。

第2項でございますが、次の第3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設したことに伴う字句の整理等でございます。

また、第3項でございますが、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内、最長で2時間で行うものとし、育児休業を取得している場合には、当該範囲内で2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲内とすることを新たに規定するものでございます。

条例に戻っていただきまして、最後のページになりますが、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第21号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第21号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

平成23年7月1日から長瀬町観光情報館を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、議案第21号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりで、平成23年7月1日から長瀬町観光情報館を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものです。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。議案第21号をごらんください。長瀬町観光情報館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めます。

1 指定管理者の指定団体

所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字529番地4

名称 一般社団法人長瀬町観光協会

2 指定する期間

平成23年7月1日から平成26年3月31日までとなっております。

経過についてご説明を申し上げます。長瀬町観光情報館の設置及び管理につきましては、5月10日の平成23年第2回長瀬町議会臨時会で、長瀬町観光情報館の設置及び管理条例をご議決いただいたところです。この条例の第4条で、長瀬町観光情報館は設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2

第3項の規定により、指定管理者に観光情報館の指定管理業務を行わせるものとする事となっておりますので、長瀬町観光情報館指定管理者募集要項を定めまして、公募を行っております。公募の結果につきましては、公募期間を平成23年5月16日から5月27日と設け、この間記載のあるとおり、一般社団法人長瀬町観光協会からの申し込みを受け付けました。ちなみに今回申請件数は、長瀬町観光協会1件でございました。

今回の申請件数が1件のみだったため、長瀬町観光情報館の設置及び管理条例第12条に規定する選定基準のすべてに該当するか否かについて、長瀬町観光協会からの申請書類、活動実績等を勘案し、総合的に審査を行いました。審査した結果、長瀬町観光協会については選定基準のすべてに該当する団体であると認められるので、指定管理者の候補者として選定をすることが適当であると判断いたしました。

以上で議案第21号 指定管理者の指定についての説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第22号 工事請負契約の締結について。

長瀬第二小学校校舎耐震補強及び大規模改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 議案第22号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議案書に沿って説明いたします。

工事名は、長瀬第二小学校校舎耐震補強及び大規模改修工事です。

施工箇所は、埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷920番地1。

履行期限は、契約の日から平成24年1月30日までとするものです。

請負金額は、1億2,204万1,500円で、この額は消費税を含む金額です。

請負業者は、去る5月26日に行われました指名競争入札の結果、埼玉県大里郡寄居町大字寄居266番地1、寄居建設株式会社、代表取締役、高田徹でございます。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。添付の資料をごらんください。ナンバー2でございますが、現在の第二小学校の校舎は、昭和52年に竣工し、築34年が経過しております。平成19年度に実施しました耐震診断において、耐震性能をあらわす指標のI s値が0.66という結果が出ております。これは埼玉県の基準値である0.7に達していないことから、耐震補強が必要とされたものでございます。

次に、ナンバーの3でございますが、校舎建物の面積は、鉄筋コンクリート3階建て、延べ床面積1,814平方メートルです。

4番でございますが、今回の工事は耐震補強工事と老朽化による大規模改修工事をあわせ実施するものでございます。

大きな5番の工事内容について説明いたします。初めに、耐震補強工事については、主な内容でございますが、現在屋上に設置してある高架水槽と煙突を撤去し、塔屋屋上の手すり壁の高さを切り詰める等の建物に対する負荷を少なくして、耐震化を図るものでございます。

大規模改修工事については、大きく内装、防水、外壁、電気設備、機械設備のそれぞれ改修工事を行います。

内装工事では、床ビニールシート敷設、これは廊下と階段です。床フローリングの磨き、これは全教室を対象にします。同じく教室の壁の塗装がえ、天井の張りかえ、窓ガラスを強化ガラスに交換する等の改修を行います。

防水工事では、屋上の防水処理、劣化部分の補修及びウレタン防水シートの張りかえを行います。

電気設備改修においては、幹線動力設備、キュービクルの工事、教室の電灯の交換、現在よりも省エネタイプに交換いたします。また、仮設の職員室、これは体育館を予定しておりますが、職員室が体育館に移動することによるその電気設備です。また、火災報知機を入れかえる改修を行います。

最後、機械設備改修でございますが、給排水管の布設がえ、受水槽の交換、また1階から3階までの全トイレの改修を行います。現状では洋式トイレの設置はございませんので、全部ではございませんが、洋式化を図りたいものでございます。また、空調設備の設置を全教室に行うものです。

なお、本事業は平成22年度の繰り越し事業として実施し、安全・安心な学校づくり交付金を受け実施するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ちょっと勉強不足でわからないところあるのですが、実は中学校のときの耐震工事が1億3,000万円ぐらいでできたと、それで2億3,000万円ぐらいが1億3,000万円ぐらいで入札で落ちたと。と同時にまた1億3,000万ででき、そして補正でたしか2,000万円出して1億5,000万円ぐらいで

できたというような記憶をしているのですが、内容についてはちょっと把握していませんけれども、これ1億2,200万ということですよ、今度は第二小学校は。というのは、どうしてそういうふうになるのか、そのわけを、1億3,000万でできたという事実はあるわけですね。そうすると、その内容についてどんなふうにして、内容がどうなのかということをやっと、町民サイドから言うと、数字で必ず出てくるわけですよ、これ。必ず。具体的には何もわからないのだけれども、内容については。だから、それについての説明をするのにはどうしたらいいのかということをやっとお聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ただいまの齊藤議員のご質問にお答えになるかどうか、思いを述べさせていただきます。

まず、中学との比較を申しましたので、簡単に校舎の概要というのでしょうか、紹介させていただきますと、中学校校舎面積3,414平米、第二小学校1,814平米、大変中学校に比べると少ないかと思いますが、工事の内容が、まず内容的には耐震と老朽化でございますが、その先ほど説明させていただきましたけれども、内容が異なります。これは第一小学校においてもそうでございます。第一小学校から始めて、我々も勉強させていただく中で、今回第二小学校を実施するわけですが、まず工事の内容が違うと言ったらよろしいのでしょうか。設計に基づいた金額での入札の結果でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今、中学校と第二小学校の比較を述べていただき、おおよその面積はわかったのですが、その前年の第一小学校の改修にお幾らかかって、第一小学校の面積は何平米ぐらいか教えていただければ、よろしくをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

第一小学校の校舎、面積は4,075平米です。東校舎と西校舎合わせての数字になります。工事実施額は9,717万150円です。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

8番、野原武夫君。

○8番（野原武夫君） 工事の完了が24年の1月30日となっておりますけれども、先生方は体育館に移動するのだけれども、子供たちはどこで勉強するのですか、ちょっと聞きたいので。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、野原議員のご質問にお答えさせていただきます。

生徒の移動は実質ございません。工事の中心日程を夏休みに設定しております。よろしいでしょうか。授業には差し支えありません。2学期も教室で始めるようにいたします。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 町長の最初にあったあいさつの中で、この工事につきまして、今まで地域整備観光

課が担当していたものが、教育委員会事務局に移るということでありましたけれども、その深い意図は何かでしょうか。

それから、もう一つ、入札の結果なのですけれども、長瀬第一小学校の屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事、これも寄居建設ですね。それから、第二小学校の校舎耐震補強、大規模改修工事、これも寄居建設になっているのですけれども、この監理と、それから工事遂行上の問題はないのでしょうか、その点お聞きいたします。ダブル工事。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

地域整備から教育委員会に移った経緯でございますが、第一小学校をやってみまして、なかなか細部の打ち合わせというのですか、それができなかつた。それだったら技術屋さんを教育委員会へ持って行って、学校との連絡を密にすれば、そういうことが起きないだろうと。5番議員からも出たのですけれども、トイレの改修を第一小学校、洋式というのですか、が大規模改修やった割にできていないと、そんなような経緯もありまして、技術屋さんを教育委員会に回して、教育委員会が学校と密に連絡をとって設計したほうがいだろうと、こういうことから地域整備観光課から教育委員会のほうに担当を移したという経緯がございます。

それから、監理ができるのかという、工事の。お話ですけれども、十分監理ができるところを指名しておりますので、どの業者が落札しても工事ができるところを指名しましたので、落札がたまたま寄居建設が2カ所ということですが、十分対応できると、このように町は考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 済みません。第一小学校のときに面積が4,000平米でというので、約9,000万円というお話でしたよね。それで、今度は1,800平米で1億2,000万ということなので、前のほうがよくそのトイレのことを今言われたのですけれども、金額的にこれだと、もうそっちのトイレとか何とかというほうは無理ではなかったのですか。だから、そのところ、そういうわけではなかったのですか。その平米的にこの耐震のそれでも学校をつくったのが遅かったわけ、第二小学校よりも。第一小学校のほうが遅かったのですか。遅かったのだったら、4,000平米やっても、9,000万なら9,000万円でも新しい。だから、そんなによかったのではないのかなと思うのですけれども、要するにこの第二小学校のときには、黒澤孟文が町長のときにつくったので、それに期日前に間に合わないからということ、突貫工事やっているのをよく聞いて、ほら、見ていたわけなのですけれども、第一小学校のほうが早かったような感じがしたのですけれども、違ったのですか。そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、お金をうんとかければいいのかできるし、その4,000平米で9,000万円ぐらいだったら、少しぐらい手抜きではないのですけれども、そのところ耐震で、そのところということなので、そのところもお聞きしたくて、今のその耐震をやったのでクリアできているのでしょうかけれども、そのところについてちょっと聞きたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、改築前の建設年度でございますが、第一小学校が昭和51年、翌年、第二小学校、52年に建設して

おります。

トイレのご質問かと思いますが、計画というか、設計の中にもトイレ改修は第一小学校のときは入れて
ございませんでした。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

1 番、岩田務君。

○1 番（岩田 務君） 太陽光の発電等は考えておるのか伺います。

お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 第二小学校の校舎でよろしいかと思いますが、はい、考えております。工事の
大体のめどがつかってきましたら、屋上に一小、中学同様、設置する予定でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第23号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議
題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第23号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し
上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員、手嶋廣明氏の任期は、平成23年6月19日に満了となりますが、引
き続き手嶋廣明氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定によ
り、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第23号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり同意されました。



◎議案第24号の説明、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第24号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第24号 長瀬町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員、中畝攻佳氏の任期は、平成23年6月13日で満了となりましたが、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第24号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり同意されました。



◎長瀬町農業委員会委員の推薦について

○議長（大澤タキ江君） 日程第12、長瀬町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お手元にご配付してありますとおり、町長から推薦依頼がありました。

つきましては、本会議におきまして議決いたしたいので、ご審議願いたいと思います。

議会推薦による農業委員は3名とし、齊藤實君、大島瑠美子君、村田徹也君、以上の方を推薦いたしたいと思います。

ここで齊藤實君の退席を求めます。

〔7番 齊藤 實君退席〕

○議長（大澤タキ江君） 長瀬町農業委員会委員として、齊藤實君を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、長瀬町農業委員会委員として、齊藤實君を推薦することに決定いたしました。

退席しておりました齊藤實君の出席を求めます。

〔7番 齊藤 實君出席〕

○議長（大澤タキ江君） 次に、大島瑠美子君の退席を求めます。

〔6番 大島瑠美子君退席〕

○議長（大澤タキ江君） 長瀬町農業委員会委員として、大島瑠美子君を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、長瀬町農業委員会委員として、大島瑠美子君を推薦することに決定いたしました。

退席しておりました大島瑠美子君の出席を求めます。

〔6番 大島瑠美子君出席〕

○議長（大澤タキ江君） 次に、村田徹也君の退席を求めます。

〔2番 村田徹也君退席〕

○議長（大澤タキ江君） 長瀬町農業委員会委員として、村田徹也君を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、長瀬町農業委員会委員として、村田徹也君を推薦することに決定いたしました。

退席しておりました村田徹也君の出席を求めます。

〔2番 村田徹也君出席〕



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成23年第3回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、新規条例案など7件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりました議員のご意見、ご提案につきましては、十分にこれを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

しばらくははっきりしない天候が続くかと思っておりますので、議員の皆様におかれましては、体調にご留意の上、ご健勝でご活躍いただきたいと思います。梅雨が明けますと、ことしも町の一大イベントであります船玉まつりが例年どおり8月15日に予定されております。なお、今月の19日に社会福祉大会を予定しております。大勢の方のご参加をいただき、バザーも盛大にできますようにご協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 以上をもちまして、平成23年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後4時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 8月11日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 野 口 健 二

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子